



KENSHIN DISCLOSURE 2014

愛知県中央信用組合の現況

CONTENTS

当組合の概要 (平成26年3月31日現在)

| | |
|--------|---|
| 名称 | 愛知県中央信用組合(略称けんしん) |
| 本店所在地 | 愛知県碧南市栄町2丁目41番地 |
| 創立 | 昭和28年7月8日 |
| 出資金 | 331百万円 |
| 組合員数 | 25,547名 |
| 店舗数 | 12店舗2出張所 |
| 理事長 | 杉本泰伸 |
| 役員数 | 193名 |
| 預金 | 1,524億円 |
| 貸出金 | 845億円 |
| ホームページ | http://www.aichi-kenshin.co.jp/ |



イメージキャラクター“はーとくん”です。
よろしくお願ひします。

| | |
|--------------------------------|----|
| ごあいさつ | 2 |
| 第四次中期経営計画 | 3 |
| CSR(企業の社会的責任)の推進 | 5 |
| コンプライアンス態勢の強化 | 9 |
| 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組状況 | 11 |
| 中小企業金融円滑化にかかる取組状況 | 11 |
| リスク管理態勢の強化 | 12 |
| 個人情報保護方針(宣言) | 14 |
| 顧客保護等管理態勢の強化 | 15 |
| 苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要 | 17 |
| 環境問題への取組み | 17 |
| 保険募集指針 | 18 |
| 開示債権の状況 | 19 |
| コーポレートガバナンス | 20 |
| 総代会制度 | 21 |
| 事業概況 | 23 |
| 経営指標の推移 | 24 |
| 自己資本の充実の状況 | 25 |
| 組織図・役員一覧 | 27 |
| 営業地区・店舗一覧 | 28 |
| 業務のご案内 | 29 |
| 手数料 | 32 |
| 沿革・歩み | 35 |
| 資料編 | 36 |



ごあいさつ



理事長 杉本泰伸

皆様方には、平素より「けんしん」に格別のご愛顧とお引立てを賜り、心より厚くお礼申し上げます。本年も「けんしん」の現状をより一層ご理解いただくため、「KENSHIN DISCLOSURE 2014」を作成いたしました。ご高覧頂ければ幸いに存じます。

さて、平成25年度の我が国経済は、アベノミクス効果から家計や企業のマインドが改善し、また大手を中心に企業収益の増加によって設備や雇用環境が改善されるなど、景気の回復の動きが広がってまいりました。今後もその回復が確かなものになることが見込まれておりますが、中小企業においてはまだ十分その恩恵を得るには至っておらず、仕入れ資材や電力の高騰などコストの増加により依然厳しい環境にあります。中小企業の回復には今しばらく時間がかかるとの観測から、今後の更なる回復基調に期待がかかるところでございます。

こうした中、当組合におきましては、創立60周年を迎え、「変わろう!未来に向けて」をスローガンとする第四次中期経営計画を策定し、その初年度として、「意識変革の年」を年度方針にかかげました。そして、60年間の感謝と「けんしん」の更なる発展を目指し、社会への貢献活動や地域の皆様方への各種金融サービスの提供のほか、経営基盤の強化に向けた取組みを実践してまいりました。

その結果、厳しい経済環境の中ではありましたが、預金期末残高1,524億円、貸出金期末残高845億円、当期利益177百万円を計上することができました。

平成26年度の「けんしん」は「HEARTS AND COMMUNITY」の経営理念の下、年度方針を「創造力育成の年」と掲げ、引き続き人材育成に注力してまいりますとともに、法令等遵守態勢と内部管理態勢の更なる充実・強化を図り、地域や社会とともに発展するよう役職員一同、誠心誠意努力いたしてまいりますので、引続き皆様方からのよりいっそうのご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年7月

第四次中期経営計画

(平成25年4月1日～平成28年3月31日)

平成25年4月より、第四次中期経営計画がスタートし、「変わろう!未来に向けて change for the future」をスローガンとし、引き続き人材育成・営業力強化を実践し、役職員全員が強い危機感を持って意識と行動を変え、役職員全員が一丸となって地域に愛され信頼される金融機関を目指します。

経営理念

「HEARTS AND COMMUNITY」

一心(人間)と地域

“けんしん”は、人々との心のふれあいを大切に、豊かな地域社会づくりに奉仕します。

経営方針

① 法令等遵守(コンプライアンス)の経営体制を徹底する

② 人材育成を重視した経営を行う

③ 地域密着で地元主義・お客様第一主義の経営を行う

④ 堅実経営を基調とし適正利益の確保につとめる

役職員の意識・行動の原点

『常に「CARDは命、CARDを守る」を意識し、[CARD]に照らして、自ら考え、行動し、そして評価すること』

| | | |
|---|---------------|------------|
| C | ompliance | (法令等遵守) |
| A | ccountability | (説明義務) |
| R | isk | (リスク管理) |
| D | isclose | (情報開示・透明性) |

けんしん訓

1. 地域社会の発展のため
けんしん的に奉仕する

2. 創意工夫をこらし職務に
しんけんに取組む

行動綱領

1. 公共的使命の遂行

当組合は、信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。

2. キメ細かい金融サービスの提供

当組合は、地域の経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。

3. 法令やルール of 厳格な遵守

当組合は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。

4. 地域社会とのコミュニケーション

当組合は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5. 職員の人権の尊重等

当組合は、職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6. 環境問題への取組み

当組合は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

7. 社会貢献活動への取組み

当組合は、地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組む。

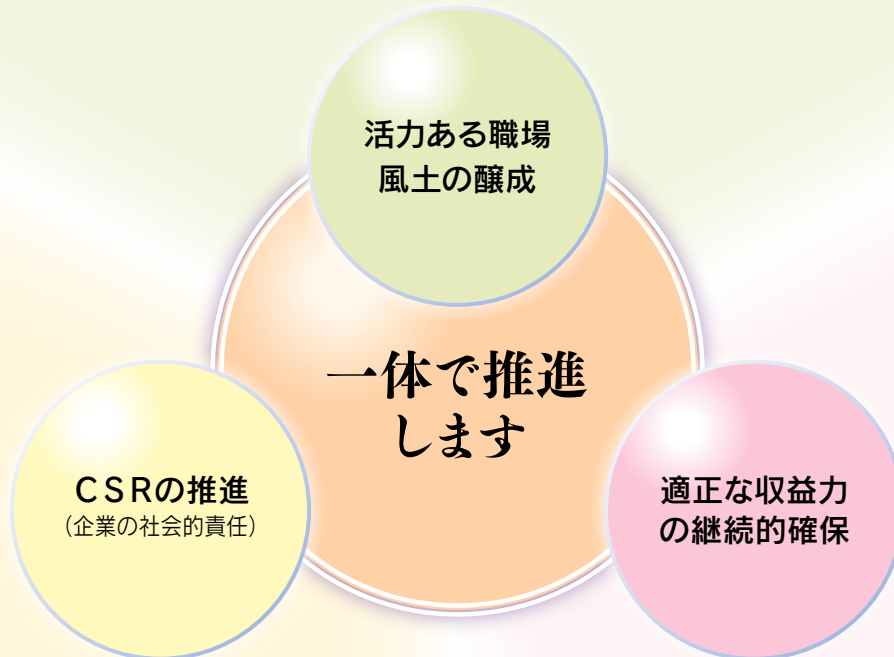
8. 反社会的勢力との関係遮断

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を、断固として排除し、関係遮断を徹底する。

重点施策

本部各所管部署のPDCAサイクル(Plan → Do → Check → Action)に基づく指導・管理等により、推進を図ります。

- 人材育成の計画的実施
- 適正な人材確保と人員配置
- 職員の意識改革による組織力強化
- 職場環境の向上と福利厚生の充実
- 次世代を担う人材育成の実施
- 若手職員の登用 等



- コンプライアンス態勢の強化
- 顧客満足度 (CS) の向上
- リスク管理態勢の強化
- 顧客保護等管理態勢の強化
- 環境問題への取組み
- 地域及び社会貢献への取組み
- 地域密着型金融への取組み
- 金融円滑化管理態勢の継続支援 等
- 不良債権の削減
- 健全な貸出金の増強
- 取引基盤の見直しと再構築
- 収益基盤・収益管理態勢の強化
- 業務の効率化
- 標準化による生産性向上 等

平成26年度事業計画

事業方針

創造力育成の年

平成26年度事業計画では年度方針として「創造力育成の年」、役職員の意識・行動の原点として「常に「CARDは命、CARDを守る」を意識し、[CARD]に照らして、自ら考え、行動し、そして評価すること」とし、「平成25年度事業計画」に引き続きこれまでの発想や習慣にとらわれない新たな発想・視点で、経営基盤の強化に向けた取組みを実践していきます。

実践課題

信頼回復とけんしんの未来創造の為、
自らの役割と責任を果たすことに徹する。

CSR(企業の社会的責任)の推進

顧客満足度(CS)の向上

“けんしん”は、顧客満足度(CS)向上のため、お客様へのさまざまなサービスの充実等に努めています。

各種相談会の実施

年金相談会

個別無料の「年金相談会」を、各営業店にて年2回定期的に開催しております。

担当の社会保険労務士がご相談に応じさせていただきますので、ご予約のうえお気軽にご相談ください。

休日相談会

お仕事などで平日ご来店いただけないお客様が、休日に年金等のご相談をしていただけるよう、個別無料の「休日相談会」を以下の通り開催しておりますので、ご予約のうえお気軽にご相談ください。

| | |
|-------|--|
| 開催日時 | 毎月第3土曜日 午前9時から午後4時まで(8月は除きます) ※年金相談は、午前10時から午後3時まで |
| 開催場所 | 本店営業部 ご相談コーナー 碧南市栄町2丁目41番地 TEL:0566-41-3266 |
| ご相談内容 | ■ 年金 ■ 住宅ローン(新築・購入・リフォーム・借換え) ■ マイカーローン ■ カードローン ■ 学資ローン ■ 消費者ローン ■ 中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談 |

法律相談会

営業や生活上で生じる問題や疑問などについてご相談いただけるよう、個別無料の「法律相談会」を開催しております。

担当の弁護士がご相談に応じさせていただきますので、ご予約のうえお気軽にご相談ください。

| | |
|-------|---|
| 開催日時 | 毎月第1木曜日(祝日の場合は翌営業日) 午後1時から午後4時まで(お一人様相談時間30分) |
| 開催場所 | 本店営業部 ご相談コーナー 碧南市栄町2丁目41番地 TEL:0566-41-3266 |
| ご相談内容 | 営業や生活上で生じる問題や疑問など (例) ■ 金銭問題 ■ 不動産問題 ■ 交通事故 ■ 家族問題 ■ 刑事問題 ■ その他 |

経営報告会の実施

総代制度の機能強化や透明性の向上を図るため、毎年1回「経営報告会」を開催しております。（平成24年度から「地区懇談会」を「経営報告会」に変更しました。）

平成25年度の「経営報告会」は、11月20日に本店営業部にて開催しました。総代、あやめ会・年金友の会など支援団体の会長やお取引先97名のお客様にご参加いただき、当組合の理事・監事と協同組織の運営方法等について意見交換を行い、ご意見を組合経営や総代会に反映させています。

また、「消費税の増税について」と題して、公認会計士で、当組合非常勤理事でもある森田雅也先生による講演を併せて行いました。

〈経営報告会でいただきましたご意見〉

- ・補助金申請等の告知・アドバイスをいただきたい。
- ・事業継承に関する財務面のサポート・アドバイスをいただきたい。
- ・プライベートバンキングの検討をいただきたい。
- ・講演内容から思っていた事の確認が出来た。
- ・女子職員を増やし、男子職員は経営学の勉強に力を入れてはどうか。
- ・良質債務者確保に努力して欲しい。
- ・森田氏の講演は、内容も良く、話し方もうまいです。
- ・事業承継及び相続については、自分で解決しないといけないが、良いアイデアが出ないです。



ご意見・お問い合わせ窓口

当組合では、お客様の声を今後の業務の参考にしていきたいと考えております。ご意見・ご要望・ご相談などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

なお、お客様からいただいた個人情報は、上記目的以外には一切使用いたしません。

- お電話でのご意見・お問い合わせ（けんしんお客様相談室）
☎ 0120-555-704（受付時間／平日 9:00～17:30）
- 文書でのご意見・お問い合わせ（お気づきレターBOX）
各ATMコーナーに、専用用紙（お気づきレター）が設置してありますので、ご記入のうえお気づきレターBOXにご投函ください。
- ホームページからのご意見・お問い合わせ
ホームページのご意見・お問い合わせフォームにご入力の上、ご送信ください。
<http://www.aichi-kenshin.co.jp/>

地域活性化につながる多様なサービスの提供

①文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み……………

地域貢献活動

平成25年5月26日

碧南市民一斉清掃活動「春の清掃活動」に役職員139名が参加し、碧南市の油ヶ淵周辺でたくさんのゴミを拾いました。



平成25年7月

創立60周年を記念し、平成25年7月に「あやめ会ゴルフ部会」によるチャリティーゴルフコンペにてご協力いただきました寄付金と合わせて、営業店のある各市へ車椅子を寄贈させていただきました。



平成25年7月28日

「元気ツス!へきなん」踊り会場周辺の清掃活動を役職員65名で行い、たくさんのゴミを拾いました。



平成25年9月6日

しんくみの日週間に当組合職員と地域にお住まいの方々を対象に献血活動を実施し、35名が参加しました。



また、同日に、碧南市、安城市、西尾市、高浜市の4市が啓発活動として毎年活動している「油ヶ淵浄化デー」に56名が参加しました。油ヶ淵周辺のゴミを拾い、ウォーキングを楽しみました。



平成25年9月7日

当組合、豊橋商工信用組合、三河信用組合で結成した三河湾ATMP(アトムパートナーシップ)による清掃活動を、碧南市衣浦港中央埠頭周辺において実施し、役職員113名が参加しました。

平成25年9月17日

当組合近隣の保育園は、津波警報発令時の避難訓練を、避難場所である当組合本店で実施されました。避難訓練には、2歳児から5歳児までの園児(143名)及び園長・職員他(21名)が参加されました。



平成25年10月

本店営業部は碧南市立中央小学校、旭支店は碧南市立鷺塚小学校、西端支店は碧南市立西端小学校のそれぞれ2年生の皆さんが来店され、金融機関の仕事や仕組みを説明しました。



平成25年11月8日

西尾市と「高齢者見守り事業に関する協定書」を締結しました。



平成25年11月17日

青少年育成活動の一環として、碧南市内の小学4、5年生各7チーム参加による第7回「けんしん杯」少年サッカー大会を開催しました。

平成25年11月17日

碧南市民一斉清掃活動「クリンビー」に役職員100名が参加し、碧南市の油ヶ淵周辺でたくさんのゴミを拾いました。



平成26年3月7日

当組合職員と地域にお住まいの方々を対象に献血活動を実施し、37名が参加しました。



地域行事への参加

平成25年7月27日

碧南市が開催する「元氣ツッ!へきなん」踊りに役職員39名が参加しました。猛暑に負けず元気に踊り、お祭りを盛り上げました。



平成25年8月13日

地元商店街による「辻通り夏祭り抽選会」の会場に、当組合辻支店の駐車場をご利用いただき、抽選会場では、みたらし団子、かき氷、金魚すくい等を辻支店職員全員でお手伝いさせていただきました。



平成25年8月15日

大浜支店と棚尾支店の職員が、それぞれの地区の盆踊りに参加しました。



平成26年3月2日

第41回碧南市民駅伝大会に、当組合から2チームが出場し、気持ちのよい汗を流しました。



トピックス

平成25年4月13日

交通安全講習を実施しました。対象者は得意先係8名、入組2年目の総合職員2名、本年度入組の総合職員5名(内3名女子)、自由参加1名の16名で、前半は交通安全の学科講習、後半は本店駐車場で碧南警察署の巡査部長を教官に招き、原付バイクの運転技術を磨き交通事故防止の意識を高めました。



平成25年4月

本店にエコキャップアートを作成し、展示しています。



平成25年7月6日

碧南市文化会館において、創立60周年記念講演会を開催しました。講師には、オリンピックメダリストの有森裕子さんをお招きし、「よろこびを力に・・・」と題し、ご講演をいただき、聴講頂きましたお客様に大変好評でした。



平成25年9月

公衆無線LAN(ソフトバンクとNTTドコモ)を全店に設置しました。



平成25年10月12日

50km完歩を目指す第8回「50kmウォーク」に、新入職員を含めた役職員106名(ウォーカー58名、サポーター48名)が参加し、41名が完歩しました。



平成25年10月

創立60周年記念事業として、台湾旅行を実施しました。参加されたお客様は152名で、天候にも恵まれ大変好評でした。



平成25年12月

(公社)愛知県安全運転管理協議会が主催する「エコ&セーフティー100日間無事故・無違反運動」に2チーム15名の職員が参加し、7月11日から10月18日までの100日間、無事故・無違反を達成し、表彰を受けました。この運動に参加することにより、役職員全員が無事故・無違反に対する意識を高めることが出来、今後も、交通事故防止と安全運転に積極的に取り組んでまいります。



平成26年1月23日

棚尾支店にて金融機関強盗防犯訓練を実施しました。今後も、人命の安全確保を最優先とし、皆様に安心してご来店いただけるよう、防犯対策に取り組んでまいります。



②地域貢献に資する預金・融資商品の提供

平成25年8月27日/平成26年3月14日

ピーターバンクカードの寄付金(平成25年8月27日 50,000円、平成26年3月14日 100,762円)を株式会社オリエントコーポレーションとの協賛で、碧南市中心身障がい者福祉センターに寄付しました。



コンプライアンス態勢の強化

“けんしん”は、コンプライアンスを経営方針の一つとして位置づけ、法令・内部規則に則った事務の取扱いを常に点検・指導しています。

コンプライアンス態勢

信用組合の業務は、中小企業等協同組合法をはじめとして民法・会社法など各種法律に基づいて行われています。

特に金融機関は社会的に公共性が高く、金融業務において顧客情報の厳正な取扱い、犯罪収益移転防止法の徹底等多くの遵守すべき法令・ルールがあり、お客様の保護が図られています。

そこで当組合は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営方針の一つとして位置づけ、組合全体に法令等遵守を徹底する態勢を整えており、経営管理部が法令・内部規則に則った事務の取扱いを常に点検・指導しております。

また、法令等遵守に係わる役職員研修・実践を重ねることにより、コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、お客様の信頼性向上に努めております。

コンプライアンスの基本方針

1. 社会的責任（CSR）と公共的使命

当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小零細企業者等お客様の金融の円滑化に努め、地域経済の活性化を図り健全な社会生活の発展に貢献します。

2. 信頼の確保

- (1) 当組合は、法令やルールを厳格に遵守し、その業務に努めます。
- (2) 当組合は、誠実・公正な行動により、質の高い金融サービスの提供に努めます。

3. 経営の透明性の確保

当組合は、正確な経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図り、社会に評価される透明な経営に徹します。

4. 人間尊重の精神

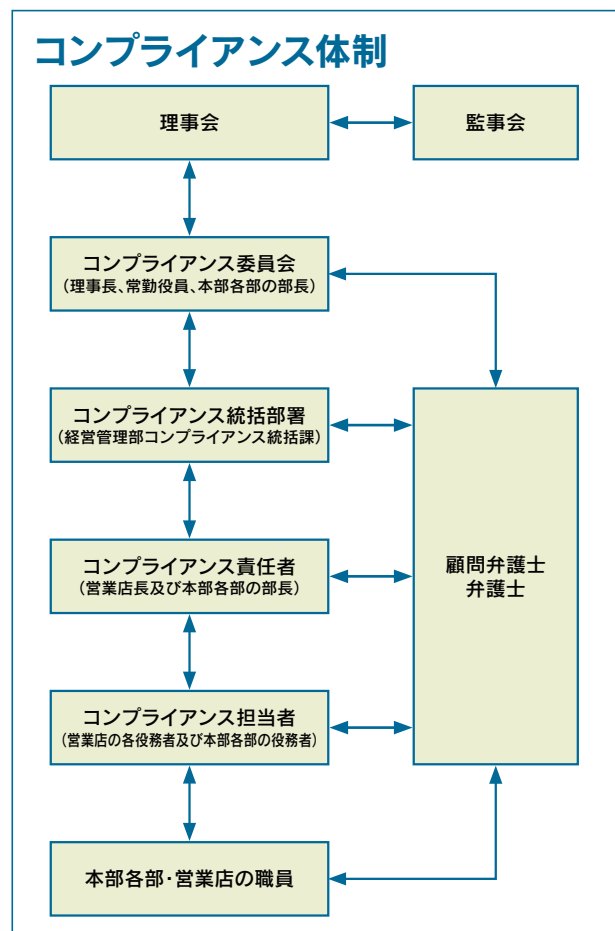
当組合は、お客様の個人情報等保護や従業員の人権等、あらゆる人の人権を尊重した対応をします。

5. 環境問題と社会貢献活動への取組み

当組合は、環境保全に寄与するとともに地域社会の発展のため積極的に取組みます。

6. 反社会的勢力との決別

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、警察等関係機関と連絡を密にし、企業として断固として立ち向かいこれを排除します。



役職員の行動規範

1.法令等の遵守

役職員は、法規範、社会規範、並びに当組合の行動綱領等、内部規範を遵守しなければならない。

2.職場秩序の維持

役職員は、常に健康に留意し、品位を保つとともに、互いに人格と能力を尊重し、上司の指示に従い、また、協力し合わなければならない。

3.責任ある職務の遂行

役職員は、自己の果たすべき役割を明確にし、その職務を誠実に全うしなければならない。

4.誠実な就業姿勢

役職員は、取引先に対するはもちろん、いかなる来客に対しても親切丁寧を心がけ、軽率不遜な言動をしないこと。

5.公正な競争

役職員は、取扱商品やサービス内容などに関し、競争相手との談合、取決め、その他不公正な行為を行ってはならない。

6.約束の厳守

役職員は、一旦交した約束は守らなければならない。また、守れない約束はしてはならない。

7.守秘義務

役職員は、在職中と退職後とを問わず、組合並びにその取引先について知り得た機密や内情を外部に漏らしてはならない。

8.紹介責任

役職員は、結果的に取引先に不利益を被らせることがあることに留意し、当組合が紹介するに相応しいと判断できるもの以外は安易に紹介をしてはならない。

9.適合性の原則と商品説明義務

役職員は、当該取引先に適合した商品・サービスの提供を行うとともに、その内容について正しく開示し、説明しなければならない。

10.情報の不正利用

役職員は、業務上知り得た非公開情報をもとに、証券投資その他の私的経済行為を行ってはならない。

11.金銭の貸借

役職員は、取引先や関係者などと金銭の個人的貸借又は貸借の仲介を行ってはならない。また、役職員間といえども、むやみに金銭の貸借を行ってはならない。

12.人権の尊重

役職員は、セクシュアル・ハラスメントなど、人権を侵害するような言動・行動等により職場モラルを低下させ、職場環境を害してはならない。

13.虚偽、事実隠蔽の禁止

役職員は、いかなる場合においても、虚偽の報告や事実の隠蔽を行ってはならない。

14.投機的行為の禁止

役職員は、直接であると間接であるとを問わず、先物商品取引や株式の信用取引等、リスクの高い投機的行為に関与してはならない。

15.贈与・受贈、接待の禁止

役職員は、職務に関し、社会通念上許される範囲を超えた、過度と思われる接待・贈答は受けても行ってはならない。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1.組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2.外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3.取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4.有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5.資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠蔽するための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

① 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は経営革新等支援機関（認定金融機関）として、中小企業・小規模事業者の経営支援取組みを、お客様の経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援しています。

また地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会、金融機関、信用保証協会、商工会・商工会議所、税理士等の専門家、地方公共団体等による中小企業支援ネットワーク等との外部機関連携により個々の中小企業・小規模事業者の支援も行っています。

② 態勢整備の状況

人員体制を強化した営業店サポートプロジェクトチームにより当組合独自、外部専門家との顧問契約、また外部機関等との連携が図れる態勢整備に努めています。

③ 取組状況

a 創業・新事業開拓

- ・「しんくみ創業塾」による、営業区域内の商工会議所との連携
- ・愛知県信用保証協会の保証を利用した創業資金融資
- ・ブローカー資金による創業・新規事業先への融資
- ・各種セミナー・説明会への参加

b 成長段階

- ・商工会議所との連携による中小企業育成資金への取組
- ・お客様の財務内容を見極め、過度に保証・担保に依存しない融資への取組
- ・お客様のニーズに適した愛知県信用保証協会の保証を利用した融資への取組

c 経営改善・事業再生・業種転換等

- ・お客様支援のための営業店サポートプロジェクトチームの活動
- ・組合独自の経営改善計画の作成／外部機関との連携による支援／外部専門家による経営支援アドバイスの活用
- ・各種セミナー
- ・説明会への参加
- ・支援のための勉強会の開催



当組合では地域社会の発展・繁栄を目的とし、「現状に満足することなく、より優れた、より豊かな企業経営を目指す地域企業様をサポートするため、平成25年8月22日（木）より経営者・後継者・経営幹部の皆様を対象とした「けんしん未来塾」を開講し、第一期生として32名の皆様に参加されました。

また、プレセミナーとして平成25年6月27日（木）に株式会社タナベ経営 取締役 中東氏による特別講演を開催し、39名の皆様に参加されました。

◎開催日、テーマ

| 回 | 開催日 | テーマ | サブテーマ |
|----|--------------------|---------|-------------------------------|
| 特別 | 平成25年 6月27日（木） | 新規事業 | 永続発展企業へのシナリオ ～中小企業の新規事業創造～ |
| 1 | 平成25年 8月22日（木） | 経営全般 | 中小企業生き残りの鉄則 ～今、経営者が取り組むべきことは～ |
| 2 | 平成25年 10月17日（木） | 営業 | 顧客創造の極意 ～販売なくして事業なし～ |
| 3 | 平成25年 12月17日（火） | 財務 | 儲けの仕組みを理解する ～自社の収益力を高める～ |
| 4 | 平成26年 2月21日（金） | リーダーシップ | トップとしての覚悟 ～魅力あるリーダーの条件とは～ |

④ 地域の活性化に関する取組状況

各地域の商店街が主催する行事や総会に積極的に参加や協賛をしております。

- 〈本店営業部〉碧南中央発展会へ夏と冬に粗品を協賛
- 〈辻支店〉駐車を「辻通り夏祭り抽選会」会場として提供、職員による手伝い及び粗品を協賛
- 〈棚尾支店〉棚尾商店街振興定例総会への出席や盆踊りへ粗品の協賛
- 〈旭支店〉三面大黒天「福德講」の参加と事務の手伝い
- 〈高浜支店〉田戸町祭りへ粗品を協賛
- 〈大浜支店〉天神会商店街へ年4回、くじ引き大会の粗品を協賛

碧南市内の小学4・5年生のサッカー少年団 各7チーム参加による当組合主催の「けんしん杯」少年サッカー大会を毎年開催しております。

中小企業金融円滑化にかかる取組状況

平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく「貸付けの条件の変更等」について、平成26年3月末の取組状況を公表いたします。

※なお、同法律は平成25年3月末で失効されております。

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権

【お客様が中小企業者である場合】

（単位：件、百万円）

【お客様が住宅資金借入者である場合】

（単位：件、百万円）

| | 平成26年3月末 | |
|------------------------|----------|--------|
| | 件数 | 金額 |
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 | 3,442 | 48,449 |
| うち、実行に係る貸付債権 | 3,351 | 46,831 |
| うち、謝絶に係る貸付債権 | 29 | 626 |
| うち、審査中の貸付債権 | 23 | 404 |
| うち、取下げに係る貸付債権 | 39 | 587 |

| | 平成26年3月末 | |
|------------------------|----------|-------|
| | 件数 | 金額 |
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 | 148 | 1,791 |
| うち、実行に係る貸付債権 | 127 | 1,487 |
| うち、謝絶に係る貸付債権 | 10 | 205 |
| うち、審査中の貸付債権 | 4 | 32 |
| うち、取下げに係る貸付債権 | 7 | 65 |

リスク管理態勢の強化

当組合は、リスク管理を経営の重点施策の一つとして位置づけ、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適切なコントロールを行い、収益力の強化を図り、「経営の健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスの取れた経営を目指します。また、実効性のあるリスク管理態勢の構築に向けて、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）による改善プロセスの整備・確立に努めます。

1. リスク管理に関する基本方針

- (1) 当組合の直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリー毎に評価したリスクを可能な限り総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）の範囲内に収める「統合的リスク管理」を基本とします。
- (2) リスク資本配賦による管理体制とし、リスク資本（市場リスクや信用リスク等に割り当てる中核自己資本）を業務運営部署に配賦します。
- (3) 各リスク管理部署は、ALM・リスク管理委員会に対してリスク状況および管理状況について適時・適切に報告を行い、ALM・リスク管理委員会はリスク管理方針に基づき適切な運営がなされていることを確認します。

2. リスク管理に関する運営体制

- (1) 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理方針を定め、理事長は決定した方針に基づき常勤理事会で協議のうえ、適切な資源配分と管理体制の整備等リスク管理にかかる必要な指示を行います。
- (2) 経営陣は、リスクの所在、リスクの種類・特性及びリスク管理の重要性を十分理解し、リスク管理態勢の整備・確立に努めます。
- (3) 各種リスクはそれぞれのリスク管理部署が管理し、これをリスク管理統括部署（経営管理部）が統合的に把握管理するとともに、ALM・リスク管理委員会が組織横断的に評価・検討することにより、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性を確保します。
- (4) 監査部門は、被監査部店の業務運営および内部管理態勢の適切性・有効性の検証・評価を実施し、必要に応じた改善提案・勧告を行います。

3. 各リスクの管理方針

(1) 統合的リスク管理

- ① 当組合は、業務運営に伴い発生する各種リスクが経営体力との比較において過大となることがないように統合的に管理し、経営の健全性の維持・安定に努めます。
具体的には、統合的リスク管理規程に基づき、リスク限度額を設定したうえ、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク量合計額をリスク限度額と比較・検証を行います。
- ② 統合的リスク管理の実効性確保に向けて、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについて資本配賦によるリスク管理を導入し、各リスク管理部署がリスク量を資本配賦額の範囲内に収めるように努めます。
- ③ 自己資本管理における自己資本充実度の評価は、統合的リスク管理を通じて行います。

(2) 信用リスク管理

- ① 当組合は、与信先の信用状況把握が何よりも重要との認識のもと、厳正な信用格付と債務者区分により、与信判断と金利設定を行います。
具体的には、信用リスク管理規程に基づき与信（貸出）業務に携わる役職員が従うべき基本方針、行動規範としてクレジット・ポリシーを定め、また、貸出規程に基づく与信限度額管理を行い、与信リスクの集中を回避する観点から、特定の業種やお取引先に偏ることがないように、小口・中口多数取引の推進を図っています。
- ② 健全な事業を営むお取引先に対しては、定性的な情報を含む経営実態を十分に把握したうえで、貸出案件ごとの妥当性を総合的に検証し、的確かつ厳正な与信判断に努めています。また、ご返済にお悩みのお取引先に対しては、事業再生や経営支援などのコンサルティング機能を通じ、経営改善支援活動に積極的に取り組んでいます。
- ③ 信用リスク管理で重要な役割を果たす自己査定は、自己責任原則に基づく適正な査定を実施するため、営業部店等の一次査定、審査部門の二次査定後、監査部門が厳正な検証を行い、適正な償却引き当てを実施しています。
- ④ 信用リスクの計量は、SKC信用リスク計量化システムを使用して、リスク量を把握します。
- ⑤ 信用リスクアセット額の算定にあたっては、「標準的手法」を採用しています。

(3) 市場リスク管理

- ① 当組合は、保有するリスク（金利、為替、株式等）について市場変動により多大な損失を被る可能性があるとの認識のもと、管理対象とすべき市場リスク量の適切なコントロールに努めます。
具体的には、資金の調達・運用においては自らを限定的な「エンド・ユーザー型」金融機関としてALMポジションを管理し、市場リスク、流動性リスクの状況および資産・負債のバランス等を総合的に検討し、適切なALMオペレーション（調達運用）を行います。
- ② 市場リスク管理規程に基づき、定期的にギャップ分析、現在価値分析、期間損益シミュレーション、ストレステスト、バックテストを実施するとともに、統合リスク管理の観点から、VaRによりリスク量を計測します。
- ③ 市場リスク量を経営体力に見合った水準にコントロールするために、資本配賦額をリスク限度枠として設定し、これに市場リスク量が収まるように管理していきます。

(4)流動性リスク管理

- ① 当組合は、資金繰りリスクを重要なリスクと位置づけ、予期せぬ資金の流出を考慮し、設定した資金ギャップ枠、市場資金調達枠、ポジション枠等について適切にその遵守状況をモニタリングし、流動性の確保に配慮した資金運用に努めます。
 具体的には、流動性リスク管理規程に基づき、支払準備基準額を定めるとともに、懸念時、危機時の資金繰り逼迫度の区分に応じた適正な流動性資金水準の維持・管理を行います。

(5)オペレーショナル・リスク管理

- ① 当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスクのリスクカテゴリーに分類し、各リスク管理部署が専門的な立場からそれぞれのリスク管理を行い、経営管理部がオペレーショナル・リスクの総合的な管理部署として、オペレーショナル・リスク全体の一元的な把握・管理を実施します。
 具体的には、オペレーショナル・リスク管理規程に基づき、内部損失データの収集・分析、コントロールの実施など、オペレーショナル・リスクを適切に特定、評価、把握、モニタリング、削減するための管理態勢の強化に取組みます。
- ② オペレーショナル・リスクの計量は、過去3年間の粗利益額の平均値に基づく「基礎的手法」による計測を採用しています。

各リスクの管理は以下の通りです。

(i) 事務リスク管理

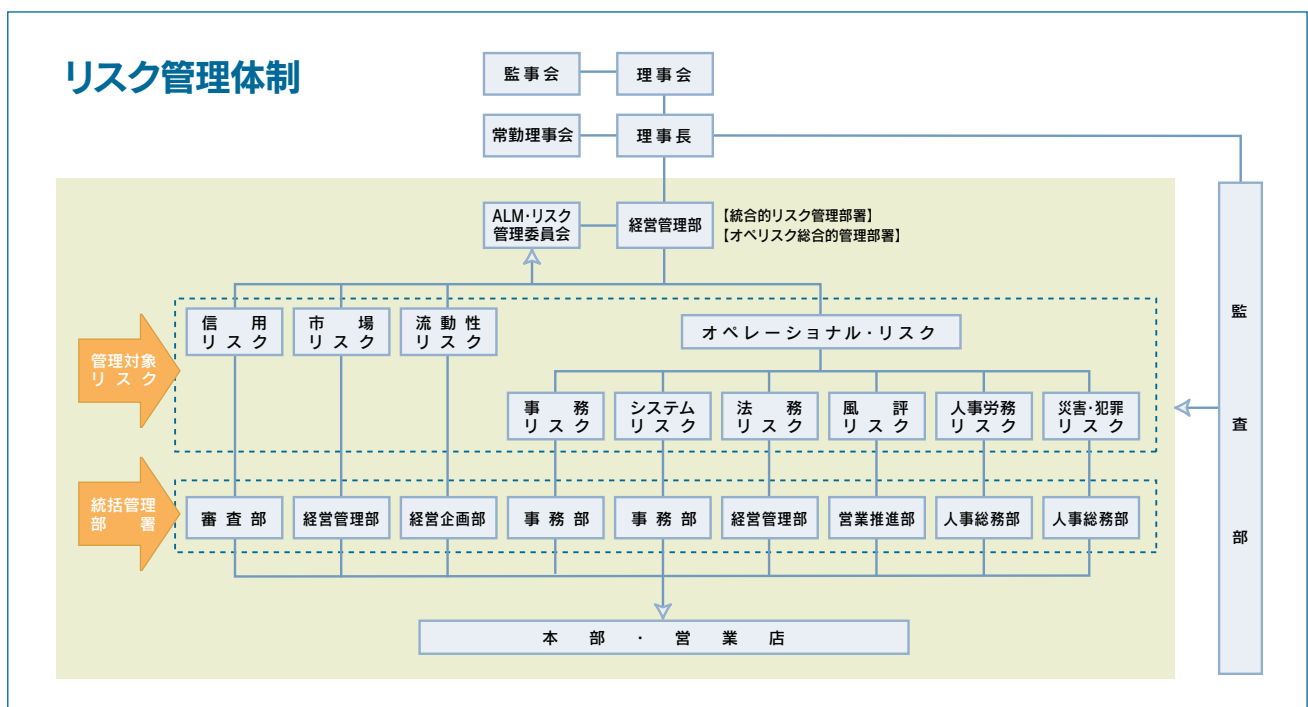
- イ. 当組合は、事務リスク管理の重要性に鑑み、事務処理における正確性の確保を重視し、手続・権限の厳正化、機械化およびシステム化による手作業事務処理を削減、現金・現物の管理態勢の強化に努めます。
- ロ. 内部検査などによる牽制機能確保、監査部による臨店総合監査の実施・指導、業務所管部署による事務指導の充実などを通じて、事務リスクを軽減すべく対応を図るとともに、顧客からの信頼性の向上に努めます。
- ハ. 事務リスク管理規程に基づき、事務規程等の整備と事務手続きの見直し、事務の統一化を進め、臨店事務指導および事務事故・ミス発生状況等の把握を通じて、事務処理水準の向上や事務事故・ミス防止の徹底を図ります。
- ニ. 万一、事務事故・ミスが発生した場合は、損失を最小限に止めるための指示と解決のための適切な対策を講じ、併せて再発防止に関する指導助言を行います。

(ii) システムリスク管理

- イ. 当組合は、情報サービス(株)(以下、「SKCセンター」という)に委託している基幹業務システムが当組合の基本インフラとの認識のもと、SKCセンターへの監視と連携強化を図り、当組合の業務運営およびCTM・ATMをはじめとしたシステム端末の管理・運営状況等のモニタリングを行います。
- ロ. 当組合は、情報資産を破壊、外部漏洩、不正使用、機能停止など様々な脅威から保護し、これらの不利益を未然に防止するため、セキュリティポリシーを策定し、システムの安全性、信頼性、情報セキュリティを維持し情報資産の保護を図るとともに情報システムの有効性、効率性の向上に努めます。
- ハ. コンピュータシステムの不慮の災害や事故等による各種業務の中断範囲と罹災期間の影響を極小化し、実効性のある運用を可能とするとともに、災害等によるシステム障害の発生に備え「コンティンジェンシープラン」および関連規程に基づき、緊急時対応訓練の実施等を含め業務への支障を最小限に抑える態勢を構築します。

(iii) その他のリスク管理

法務リスク、風評リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスクについては、各リスク管理規程に基づき、リスクを適正に把握し、適切な管理に努めます。



個人情報保護方針(宣言)

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等(以下、「法等」という。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護方針等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護方針(宣言)を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載、および各営業店の窓口等に備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、「法等」で認められる場合のほか、利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報を取得いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で利用し、これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等に基づき必要と判断される場合
- (2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法等による正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、下記連絡先にお問い合わせください。

- (連絡先) 愛知県中央信用組合 お客様相談室
フリーダイヤル 0120-555-704
eメール post-compla@aichi-kenshin.co.jp

顧客保護等管理態勢の強化

“けんしん”は、お客様のご意見を真摯に受け止め、満足していただける金融サービスを実現するため、顧客保護及び利便性の向上に努めています。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当組合が取扱う金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する組合内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

顧客保護等管理方針

当組合は、顧客保護及び利便の向上の重要性を十分認識し、適切な顧客保護等の管理に努めます。また、本管理方針を当組合のインターネットのホームページに常時掲載するとともに、各営業店の窓口等に備えることにより公表します。

1. 当組合は、当組合が行う業務について法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。又、法人・個人を問わず全てのお客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。
2. 当組合は、お客様への説明を要する預金・融資・為替その他付随する業務の全ての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当組合は、お客様からのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるように努めてまいります。
4. 当組合は、お客様の情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。又、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当組合が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。

顧客説明管理態勢

お客様への説明を要する業務やリスク商品等を適切に販売するために「顧客説明マニュアル」・「与信取引に関する顧客説明マニュアル」等の規程を制定し、研修会や勉強会を開催し知識向上に努めています。

顧客サポート等管理態勢

お客様からのご意見・ご相談及び苦情等を経営に反映させるため、フリーダイヤル「けんしんお客様相談室」の設置や、ATMコーナーに「お気づきレターBOX」の設置、及びホームページ上には「ご意見・お問い合わせ」ページを設けています。

顧客情報管理態勢

お客様の情報を適切に管理するために、「顧客情報管理要領」・「個人情報保護規程」等の規程を制定し、顧客情報の適切な管理に努めています。

外部委託管理態勢

当組合が行う業務を外部業者に委託するにあたっては「外部委託先評価書」等を定め、外部委託先においてお客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めています。

利益相反管理態勢

当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行しています。

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下、「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下、「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下、「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること

② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部署（経営管理部）により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

(1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引

(2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引

(3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署（経営管理部）を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

(1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法

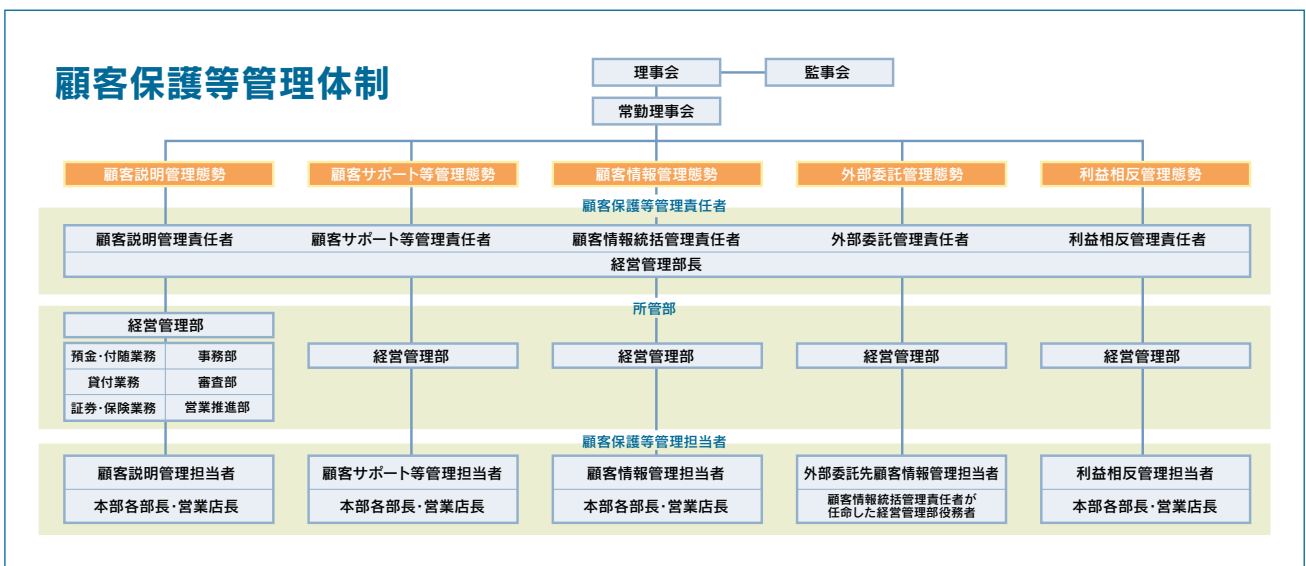
(2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法

(3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法

(4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。



苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

「けんしんお客様相談室」電話番号：0120-555-704
受付日：月曜日～金曜日（土日・祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間：午前9時～午後5時30分

なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。
<http://www.aichi-kenshin.co.jp/>

紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記「けんしんお客様相談室」または下記「しんくみ相談所」へお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申出について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 - ② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。
- ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

東京弁護士会紛争解決センター（電話 03-3581-0031）
第一東京弁護士会 仲裁センター（電話 03-3595-8588）
第二東京弁護士会 仲裁センター（電話 03-3581-2249）

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）
受付時間：午前9時～午後5時
電話：03-3567-2456

環境問題への取組み

「けんしん」は、CSR(企業の社会的責任)事業の一環として、地球温暖化防止に寄与するため、二酸化炭素等温室効果ガスの削減に努めています。

けんしんエコ宣言

当組合では、CSR(企業の社会的責任)事業の一環として、地球温暖化防止に寄与するため、二酸化炭素等温室効果ガス削減に向けた以下の取組みを行います。

1. 環境省が推進する国民運動「チャレンジ25キャンペーン」に参加し、温暖化防止に向けた活動を行います。
2. 碧南市が策定した環境基本計画に参画し、「わたしの環境宣言」に基づき、各職員が目標を持ち、温暖化防止に向けた取組みを行っています。
3. 本部各部・営業店に「エコリーダー」を設置し、それぞれが独自に温暖化防止の活動方針を策定し、地球温暖化防止を強く意識し行動します。
4. 温室効果ガス削減のために、夏の冷房の温度設定を28℃に、冬の暖房の温度設定を20℃とし、「クールビズ」「ウォームビズ」を実施します。
5. 地域の環境貢献活動の一環として、碧南市主催の清掃活動の「春の一斉清掃活動」「クリンピー」に役職員が参加し、油ヶ淵周辺の清掃活動を行います。
6. 規程類のペーパーレス化等用紙類の削減に取組み、用紙類の節約とごみの減量化を実施します。
7. 不要なアイドリング中止、急発進・急加速をしない等、環境に配慮した運転を全役職員が徹底します。

電気使用量の削減

当組合では、政府が推進する国民的運動の「チャレンジ25キャンペーン」に参加し、電気使用量の削減に努めています。

クールビズ・ウォームビズ

平成25年5月1日から10月31日にかけてクールビズを、平成25年11月1日から平成26年3月31日にかけてウォームビズを実施しました。

COOLBIZ

クールビズ

WARMBIZ

ウォームビズ

エコ通帳袋・エコ証書袋の採用

通帳袋には、プラスチックの再利用率80%の「エコ通帳袋」を、証書袋には、焼却時のCO₂排出量を50%削減できる「エコ証書袋」を採用しています。



保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。
(1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできない場合があります。

- ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2)「上記（1）に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の範囲内に限定させていただきます。

- ① 生存または死亡に関する保険金・給付金等：1,000万円
- ② 疾病診断・要介護、疾病に関する入院、手術・治療等に関する保険金・給付金等
 - (a) 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき 100万円
 - (b) 診断等給付金（年金形式）：1 か月につき 5万円（月額に換算）
 - (c) 疾病入院給付金：日額 5千円【特定の疾病に限られる保険は 1万円】＊合計 1万円
 - (d) 疾病手術・治療給付金：1 保険事故につき 20万円【特定の疾病に限られる保険は 40万円】＊合計 40万円

○当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

当組合担当者または以下のお申し出窓口にて承り、ご相談・照会・お手続き等の内容により、引受保険会社所定のご連絡窓口へのご案内、または引受保険会社と連携してご対応させていただきます。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

愛知県中央信用組合 お客様相談室 フリーダイヤル：0120-555-704

受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時30分

○当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

開示債権の状況

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位: 百万円)

| 区分 | 期別 | 残高(A) | 担保・保証(B) | 貸倒引当金(C) | 保全率(B+C)/A |
|-----------|----------|--------|----------|----------|------------|
| 破綻先債権 | 平成25年3月期 | 294 | 253 | 40 | 100.00% |
| | 平成26年3月期 | 167 | 134 | 32 | 100.00% |
| 延滞債権 | 平成25年3月期 | 6,377 | 4,431 | 930 | 84.07% |
| | 平成26年3月期 | 6,395 | 4,408 | 1,155 | 87.00% |
| 3か月以上延滞債権 | 平成25年3月期 | — | — | — | — |
| | 平成26年3月期 | — | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | 平成25年3月期 | 3,754 | 1,609 | 156 | 47.05% |
| | 平成26年3月期 | 2,901 | 1,025 | 121 | 39.50% |
| 合計 | 平成25年3月期 | 10,426 | 6,295 | 1,128 | 71.19% |
| | 平成26年3月期 | 9,464 | 5,568 | 1,308 | 72.66% |

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ。会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ。民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ。破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ。会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ。手形交換所の取引停止処分を受けた債務者等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
5. 「担保・保証(B)」は、自己査定に基づき担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位: 百万円)

| 区分 | 期別 | 債権額(A) | 担保・保証等(B) | 貸倒引当金(C) | 保全額(D) = (B) + (C) | 保全率(D) / (A) | 貸倒引当金引当率(C) / (A - B) |
|-------------------|----------|--------|-----------|----------|--------------------|--------------|-----------------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 平成25年3月期 | 908 | 776 | 132 | 908 | 100.00% | 100.00% |
| | 平成26年3月期 | 666 | 592 | 73 | 666 | 100.00% | 100.00% |
| 危険債権 | 平成25年3月期 | 5,773 | 3,914 | 840 | 4,755 | 82.36% | 45.22% |
| | 平成26年3月期 | 5,902 | 3,953 | 1,115 | 5,068 | 85.87% | 57.22% |
| 要管理債権 | 平成25年3月期 | 3,754 | 1,609 | 156 | 1,766 | 47.05% | 7.31% |
| | 平成26年3月期 | 2,901 | 1,025 | 121 | 1,146 | 39.50% | 6.45% |
| 不良債権計 | 平成25年3月期 | 10,436 | 6,300 | 1,130 | 7,430 | 71.19% | 27.32% |
| | 平成26年3月期 | 9,470 | 5,571 | 1,309 | 6,881 | 72.65% | 33.59% |
| 正常債権 | 平成25年3月期 | 72,650 | | | | | |
| | 平成26年3月期 | 75,299 | | | | | |
| 合計 | 平成25年3月期 | 83,087 | | | | | |
| | 平成26年3月期 | 84,770 | | | | | |

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計です。
3. 「要管理債権」とは、債務者区分でいう要注意先に該当する債務者に対する債権のうち、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

自己査定とリスク管理債権ならびに金融再生法に基づく開示債権との関係

| 自己査定による債務者区分 | リスク管理債権 | 金融再生法に基づく債権区分 | 自己査定の分類区分の範囲 | | | | 平成25年度当組合債却引当概要 |
|--------------|-----------|-------------------|--------------|----|-----|----|--------------------------|
| | | | I | II | III | IV | |
| 破綻先 | 破綻先債権 | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ・Ⅳ分類に対して100%引当 |
| 実質破綻先 | | | | | | | |
| 破綻懸念先 | 延滞債権 | 危険債権 | ○ | ○ | ○ | | Ⅲ分類に対して必要額を引当 |
| 要注意先 | | | | | | | |
| 要注意先 | 3か月以上延滞債権 | 要管理債権 | ○ | ○ | | | 債権額に対して貸倒実績率に基づく予想損失額を引当 |
| | 貸出条件緩和債権 | | | | | | |
| 正常先 | その他要注意先 | 正常債権 | ○ | ○ | | | |
| | | | ○ | | | | |

- (注) (金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権における対象債権の違い)
金融再生法に基づく開示債権は、貸出金・未収利息・仮払金・債務保証見返等債権全体が対象ですが(ただし、要管理債権は貸出金のみ)、リスク管理債権は貸出金のみが対象となります。

コーポレートガバナンス

1. 態勢の構築

当組合は総代会・理事会・監事会・外部監査人等による内部牽制、外部牽制のもとで、コーポレートガバナンスの態勢強化をはかっています。

業務遂行面においては、法令等を遵守し、経営陣は常に業務上発生するリスクを把握し、影響度の評価ができる仕組みの構築を段階的に進めています。

2. 組織

当組合は総代会・理事会及び監事会により、理事の職務執行の監督・監査を行っています。

○総代会

総代会は、中小企業等協同組合法第55条に基づいた当組合の最高意思決定機関であり、定款の変更、決算の報告承認の他、理事・監事選任等重要な事項を決定しています。

(経営報告会)

総代制度の機能強化や透明性の向上を図るため、毎年1回「経営報告会」を開催しています。

○理事会

理事会は、当組合の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、常勤理事の職務の監督を行っています。また、理事会は法令または定款の規定のほか、理事会規程に基づいて運営しています。

○監事会

監事会は常勤監事1名と非常勤監事2名(うち1名は員外監事)の計3名(平成26年7月1日現在)で構成しており、法令・定款・監事会規程に基づき運営しています。

監事は、監事監査基準に基づき、会計監査及び業務監査を実施しています。

(会計監査人監査)

当組合は平成16年度から協同組合による金融事業に関する法律第5条の8に規定する「特定信用組合」に該当することとなったことから監事監査のほか、会計監査人による監査を受けております。

会計監査人には、会計監査のほか固有のリスクと内部統制の整備運用状況などについての内部統制監査を受けており、監査結果については経営陣に報告される体制となっています。

(監査部監査)

当組合の監査部は理事長に直属し、内部管理態勢の実効性の検証や厳正公平な客観的見地から本部及び営業店の業務全般に亘って内部監査を実施しています。内部監査は目的に従って「総合監査」「部分監査」「特別監査」に分けられます。

○常勤理事会

常勤理事会は、常勤理事及び理事長が必要と認めた関係者で構成しており(常勤監事は常時出席)、理事会の招集及び議案、並びに理事会への提案事項を協議し、理事会決議事項以外の事項を決議する機関として位置付けています。

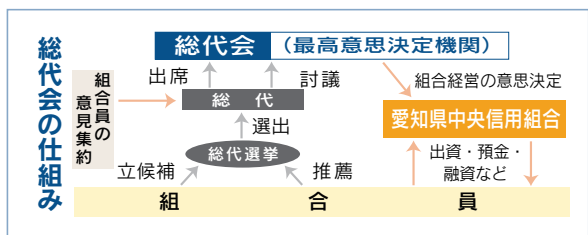
総代会制度

○総代会制度について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神に基づく協同組合組織金融機関であり、組合員は、出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて組合経営等に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数が多く総会の開催が困難なため、「組合員の総数が200人を超える信用組合は、総会に代えて総代会を設けることができる」との関係法令に基づき、総代会制度を採用しています。

総代会は、組合員の中から各地区を代表して公平に選挙された総代により運営され、決算、理事・監事の選任などの重要事項を決議する最高意思決定機関です。



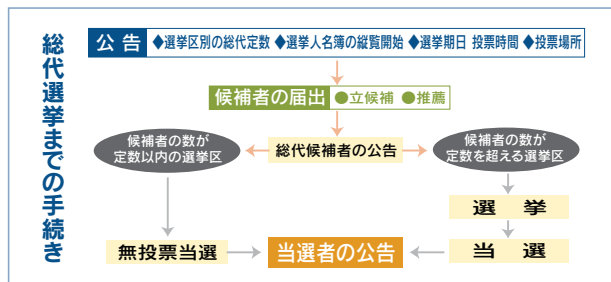
○総代の任期、定数及び選出方法

(1)総代の任期、定数

定款により、総代の任期は2年間、定数は100人以上130人以内と定められています。

(2)選出方法

総代の選出は、選挙区ごとに、概ね各選挙区の選挙者名簿に記載された選挙者数に比例し、かつ選挙区ごとの所在地・職業の種類等を考慮して、組合員のうちから総代選挙規程に基づき選出されます。



○総代会の決議事項の議事概要

平成26年6月20日開催の第61期通常総代会において、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

○報告事項

第61期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、貸借対照表ならびに損益計算書の報告について

○決議事項

- 第1号議案 第61期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第62期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 組合員法定脱退（除名）の件



総代選挙区及び総代一覧

平成26年4月1日現在

| 選挙区 | 地区 | 取扱店・総代氏名(合計114名) |
|-------|-------------------------|---|
| 第1選挙区 | 碧南市 (合計59名) | 本店(23名) 磯貝伸二 岡本明弘 奥村武博 長田勝泰 加藤丈太郎 亀山裕一 木村克美 金原誓三 倉田康弘 近藤圭市 杉浦昭尚 杉浦成人 杉浦準三 杉浦裕二 鈴木與士弥 新美惣英 禰宜田重春 碧南魚市場(株) 椋山耕平 椋山光徳 山下裕久 山中寛三 山本幹一 青木裕稔 浅岡敏雄 石川裕昭 石橋嘉彦 板倉要行 尾崎琢美 長田誠 片山誠次 神谷精六 佐藤義行 杉浦喜頼 角谷安彦 鏑本達夫 |
| | | 辻支店(13名) 小笠原總治 小笠原規吉 小笠原宗親 加藤良邦 榊原周治 |
| | | 棚尾支店(6名) 池田弘 石川時嗣 杉浦秀治 服部三千子 |
| | | 旭支店(4名) 板倉達仁 岡田衛 尾崎英捷 新美交陽 原田ちよ子 |
| | | 西端支店(6名) 石川好昭 近藤忠彦 杉浦三代枝 角谷榮治 角谷正行 石川定次 石川義美 磯貝正隆 板倉伸利 岩月敬雄 石川芳夫 神谷保 佐藤啓 杉浦多喜男 早川浅海 |
| | | 大浜支店(7名) 横山吉信 稲生祝 岡本博貞 久米克己 小林祥浩 杉浦賢治 中村基 野々山重典 藤本博文 正木鎮男 宮田定雄 |
| 第2選挙区 | 高浜市 半田市 | 高浜支店(11名) |
| 第3選挙区 | 刈谷市、大府市、 知多郡東浦町・阿久比町 | 刈谷支店(10名) |
| 第4選挙区 | 安城市 | 安城支店(8名) |
| 第5選挙区 | 西尾市 | 西尾支店・西尾東支店 (21名) |
| 第6選挙区 | 知立市、豊田市、豊明市 | 知立支店(5名) |

報酬体系について

1.対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期 c. 算定方法

(2)役員に対する報酬

(単位：千円)

| 区 分 | 当期中の報酬支払額 | 総会等で定められた報酬限度額 |
|-----|-----------|----------------|
| 理 事 | 60,594 | 77,000 |
| 監 事 | 11,235 | 13,000 |
| 合 計 | 71,829 | 90,000 |

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事11名、監事3名です。
3. 使用人兼務理事4名の使用人分の報酬は、16,744千円です。
4. 上記以外に支払った退職慰労金は、監事4,100千円です。役員賞与金は、理事・監事ともありません。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2.対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っております。
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクを引起こす報酬体系はありません。

事業概況

預金積金

定期性預金獲得キャンペーンの実施や、事業先の口座残高の増加により、前年比103億15百万円増加し、1,524億35百万円となりました。

(単位:百万円)

| 項目 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|------|----------|----------|
| 期末残高 | 142,119 | 152,435 |

貸出金

中小零細事業者や個人の皆様のニーズにお応えするため、設備資金や運転資金へのご融資や個人向けの各種ローンを積極的に推進してまいりました結果、前年比17億32百万円増加し、期末残高845億23百万円となりました。

(単位:百万円)

| 項目 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|------|----------|----------|
| 期末残高 | 82,790 | 84,523 |

損益

貸出金残高は増加しましたが、利回り低下の影響が大きく、利息収入は減少し、業務収益は前年比103百万円の減少となりました。一方、業務費用は経費が増加しましたが、預金利息は減少し、一般貸倒引当金繰入額も減少したため、前年比78百万円の減少となりました。その結果、業務純益は前年比24百万円の減少となりました。

当期純利益は個別貸倒引当金繰入額238百万円等の計上があり、1億77百万円となりました。

(単位:百万円)

| 項目 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-------|----------|----------|
| 当期純利益 | 418 | 177 |

純資産勘定

普通出資金は2百万円増加し、3億31百万円となりました。また、利益剰余金は1億64百万円増加し、56億94百万円、その他有価証券評価差額金は24百万円増加し、5億7百万円となりました。その結果、純資産勘定は前年比1億91百万円増加し、65億34百万円となりました。

(単位:百万円)

| 項目 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|------|----------|----------|
| 純資産額 | 6,342 | 6,534 |

経営指標の推移

当期純利益1億77百万円を計上したため、利益剰余金などの内部留保は増加しました。

しかしながら、貸出金の増加もあってリスクアセットが増加したため、当組合の自己資本比率は前期末比0.19ポイント低下の7.80%となりましたが、国内基準の4%を大きく上回っており、高い健全性を維持しております。

(単位:千円)

| 項目 \ 期別 | 平成22年3月期 | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 経常収益 | 2,853,264 | 2,547,365 | 2,590,248 | 2,573,919 | 2,477,222 |
| 経常利益 | △ 462,226 | △ 91,492 | 6,788 | 426,693 | 183,112 |
| 当期純利益 | — | 2,737 | — | 418,214 | 177,809 |
| 当期純損失 | 348,871 | — | 10,939 | — | — |
| 預金積金残高 | 139,378,951 | 139,629,484 | 141,003,922 | 142,119,761 | 152,435,554 |
| 貸出金残高 | 79,165,178 | 80,288,919 | 83,245,537 | 82,790,734 | 84,523,383 |
| 有価証券残高 | 31,948,221 | 29,495,480 | 29,355,238 | 27,710,451 | 29,503,323 |
| 総資産額 | 145,878,158 | 146,099,065 | 147,685,880 | 149,586,121 | 159,873,946 |
| 純資産額 | 5,512,713 | 5,492,469 | 5,559,326 | 6,342,261 | 6,534,225 |
| 自己資本比率 | 7.76% | 7.87% | 7.52% | 7.99% | 7.80% |
| 出資総額 | 319,276 | 322,275 | 325,563 | 328,800 | 331,617 |
| 出資総口数 | 319,276口 | 322,275口 | 325,563口 | 328,800口 | 331,617口 |
| 組合員数 | 24,645人 | 24,878人 | 25,048人 | 25,308人 | 25,547人 |
| 出資配当金 (配当率) | 12,617(4.0%) | 12,791(4.0%) | 12,953(4.0%) | 13,088(4.0%) | 13,202(4.0%) |
| 職員数 | 194人 | 193人 | 191人 | 190人 | 185人 |

(注)平成22年3月期から平成24年3月期につきましては、遡及適用等を行った計数を表示しております。

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様からの出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は平成26年3月末日で7.80%と国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

また、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による内部留保の積上げを基本的施策と考えています。

3. 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信業務の基本的な考え方を明文化した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスクの抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

なお、当組合では信用リスク・アセット額の算出は、標準的手法を採用しております。

ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、当組合が定める「貸出規程」等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、組合が定める手続書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針について

当組合における証券化エクスポージャーは、投資家としての保有のみとしており、オリジネーターとして保有するものではありません。当該資産についてのリスクの認識については、市場動向、時価評価、決算報告及び格付機関が付与する格付情報の収集などにより、内部管理規程の「市場リスク管理規程」、「資金運用規程」及び「余資運用取扱要領」に基づき、適正な運用・管理を行っております。

ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当組合では信用リスク・アセット額の算出は、自己資本比率規制における標準的手法を採用しております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

金融商品会計基準に準じております。

二. 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、組合の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクであり、当組合では、組織体制や管理体制を整備するとともに、定期的収集したシステムチェック等のデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスクの管理については、事務要領等の整備、臨店事務指導や研修体制の強化、更には牽制機能としての事務検証など、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」「システムリスク管理マニュアル」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的なシステムチェック等を実施し、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

また、法務リスク、風評リスクなどその他のリスクについては、苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要な管理態勢の整備に努めております。

これらリスクに関しましては、ALM・リスク管理委員会等、各種委員会において協議検討するとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会等で経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、当組合が保有する上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM・リスク管理委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。

一方、非上場株式や全信組連出資金については、業務上の保有で投資目的ではありません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、金利、有価証券価格、為替等の市場変動により多大な損失を被る可能性があるとの認識のもと、金利リスク量の適切なコントロールに努めています。

具体的には、「市場リスク管理規程」に基づき、ギャップ分析、BPV法によりリスク量の計測を行うほか、統合リスク管理の観点から、VaR法を導入し金利リスクの計測を行い、ALM・リスク管理委員会にて協議・検討しています。

ロ. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムと証券会社のシステムを用いて、VaR法により金利リスク量を計測しております。

VaR法とは、過去のデータを使って (観測期間)、一定の期間 (保有期間)、一定の確率で発生し得る (信頼区間)、最大の損失額を計測する手法です。

観測期間：5年

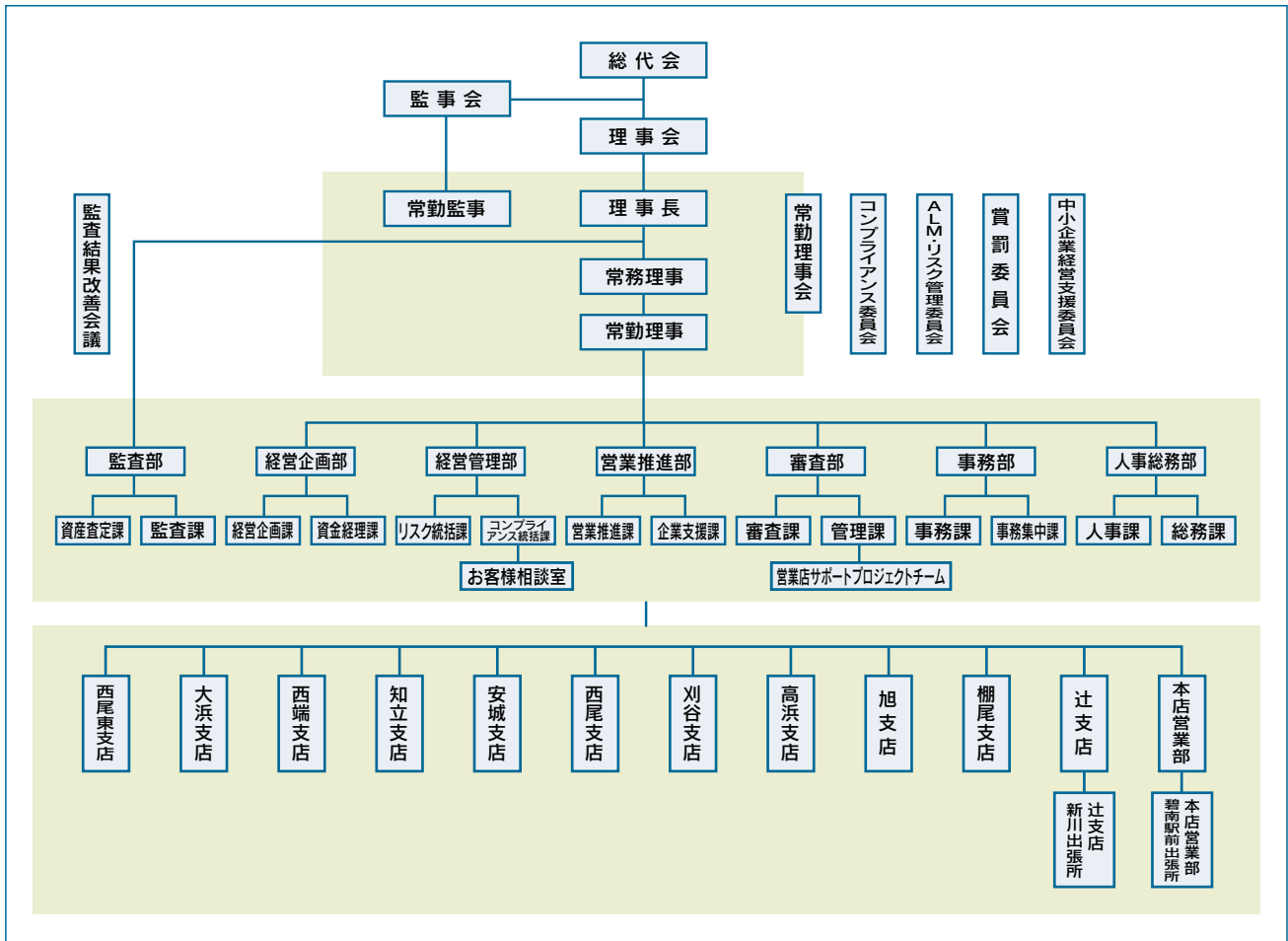
保有期間：120営業日

信頼区間：99%

計測頻度：毎月 (前月末基準)

組織図・役員一覧

組織機構図



役員一覧

平成26年7月1日現在

| | | | |
|------|-------|------|--------------|
| 理事長 | 杉本 泰伸 | 理事 | 杉浦 直勝 |
| 常務理事 | 西脇 博正 | 理事 | 長田 徳雄 |
| 常務理事 | 佐野 正典 | 理事 | 鈴木 宏枝 |
| 常勤理事 | 谷川 眞視 | 理事 | 森田 雅也 |
| 常勤理事 | 小林 登 | 常勤監事 | 小塚 祥敬 |
| 常勤理事 | 宮地 秀夫 | 監事 | 田代 清一 (員外監事) |
| 常勤理事 | 岩間 孝史 | 監事 | 鈴木 隆太 |

(注)当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

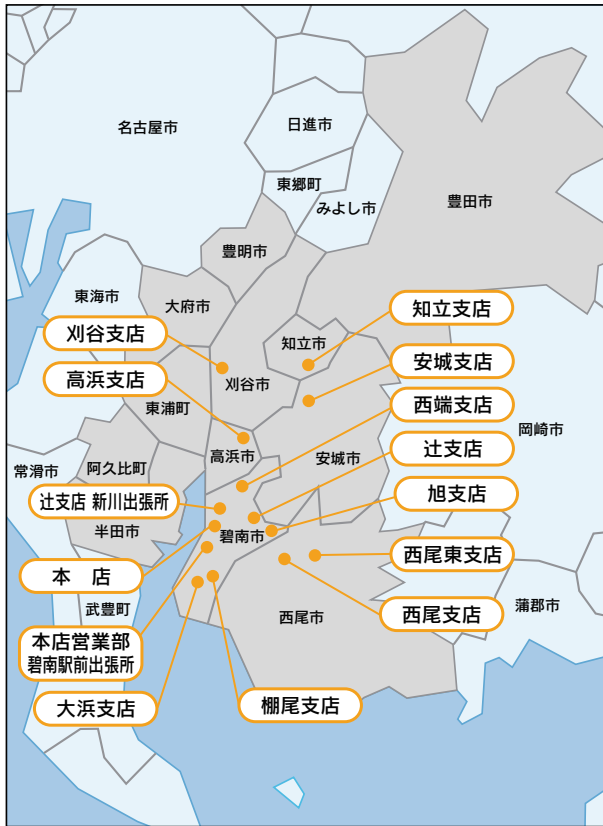


子会社の状況

協同組合による金融事業に関する法律第4条の2 (信用協同組合の子会社の範囲等) に該当する「子会社」はありません。

営業地区・店舗一覧

店舗マップ



営業地区 (10市2町)

碧南市、高浜市、刈谷市、知立市、安城市、西尾市、豊田市 (旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町、旧稲武町を除く)、豊明市、半田市、大府市、知多郡東浦町・阿久比町

店舗外キャッシュコーナー

平成26年3月末日現在

| 名称 | 住所 | ATM稼働時間 | | | 視覚障害対応 |
|--------------|--------------|------------|------------|-------------|--------|
| | | 平日 | 土曜 | 日曜・祝日・年末・年始 | |
| 碧南市民病院出張所 | 碧南市平和町3-6 | 9:00~18:00 | 9:00~17:00 | 休止 | ◎ |
| 碧南市役所出張所 | 碧南市松本町28 | 9:00~19:00 | | | ◎ |
| T・ほーと出張所 | 高浜市神明町8-20-1 | | | | ◎ |
| おしろタウンシヤオ出張所 | 西尾市下町御城下23-1 | 9:00~20:00 | 9:00~19:00 | 9:00~19:00 | ◎ |
| ピアゴ碧南東店出張所 | 碧南市東浦町6-17 | | | | ◎ |
| ドミー新川出張所 | 碧南市千福町2-21-1 | | | | ◎ |
| 土管坂出張所 | 高浜市青木町4-7-45 | 8:00~19:00 | 9:00~17:00 | 9:00~17:00 | |

自動機器設置状況

(単位:台)

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|
| 店舗内ATM | 15 | 15 |
| 店舗外ATM | 7 | 7 |
| 両替機 | 1 | 1 |

店舗一覧

平成26年3月末日現在

| 店名 | 住所 | 電話番号 | ATM稼働時間・ATM機能 | | |
|--------------|-----------------|---------------|---------------|----------------|--------|
| | | | 平日 | 土曜・日曜・祝日・年末・年始 | 視覚障害対応 |
| 本店営業部 | 碧南市栄町2丁目41番地 | (0566)41-3266 | 8:00~21:00 | 9:00~19:00 | ◎ |
| 本店営業部碧南駅前出張所 | 碧南市中町5丁目7番地 | (0566)41-8711 | | | |
| 辻支店 | 碧南市金山町5丁目84番地 | (0566)41-3267 | 8:00~19:00 | 9:00~17:00 | |
| 辻支店新川出張所 | 碧南市相生町2丁目34番地26 | (0566)48-6688 | | | |
| 棚尾支店 | 碧南市棚尾本町1丁目45番地 | (0566)41-3271 | | | ◎ |
| 旭支店 | 碧南市神有町3丁目2番地1 | (0566)41-3274 | 8:00~21:00 | 9:00~19:00 | ◎ |
| 高浜支店 | 高浜市神明町1丁目7番地10 | (0566)53-0061 | 8:00~19:00 | 9:00~17:00 | |
| 刈谷支店 | 刈谷市御幸町7丁目705番地 | (0566)21-5731 | 8:00~21:00 | 9:00~19:00 | ◎ |
| 西尾支店 | 西尾市下町神明下35番地 | (0563)56-8121 | 8:00~19:00 | 9:00~17:00 | ◎ |
| 安城支店 | 安城市緑町2丁目19番地3 | (0566)74-5555 | 8:00~21:00 | 9:00~19:00 | |
| 知立支店 | 知立市新池3丁目58番地 | (0566)82-6411 | | | |
| 西端支店 | 碧南市札木町2丁目1番地 | (0566)48-1611 | 8:00~19:00 | 9:00~17:00 | |
| 大浜支店 | 碧南市浜田町4丁目34番地 | (0566)48-6111 | 8:00~21:00 | 9:00~19:00 | |
| 西尾東支店 | 西尾市寄住町灯籠下4番地7 | (0563)56-6675 | | | ◎ |

業務のご案内

ご預金・窓販業務

“けんしん”は、お客様にとって利用しやすい金融機関でありたいという立場から、毎日の生活に密着した様々な金融商品の提供に努めています。

預金業務

| 種 類 | 特 色 | 期 間 | お預け入れ額 | |
|-------------|---|---|-------------------------|------|
| 総 合 口 座 | 普通預金と定期預金を1冊の通帳にし、その定期預金を担保にして、自動借入れ(当座貸越)ができる暮らしに便利な預金です。 | | | |
| 普 通 預 金 | 給与、年金、配当金の受取り、公共料金の自動支払など、お気軽にご利用いただけます。 | お出し入れ自由 | 1円以上 | |
| 無利息型普通預金 | 無利息で普通預金と同様にキャッシュカードもご利用いただけます。預金保険制度の決済用預金として、全額保護の対象商品です。 | | | |
| 貯 蓄 預 金 | お預け入れ残高に合わせた2段階の利率でご利用いただけます。 | | | |
| 定 期 積 金 | 毎月の掛金はお客様のマネープランに合わせて、ご自由にお選びいただけます。 | 1年、2年、3年、5年 | 千円以上 | |
| 期日指定定期預金 | 1年複利で有利な預金です。1年の据置期間経過後は、1か月前のご連絡でいつでもお引き出しいただけます。 | 最長3年 (据置期間1年) | 千円以上 300万円未満 | |
| ス ー パ ー 定 期 | 市場金利を反映して利率を決定します。特に3年以上は個人の方に限り、半年複利でご利用いただけ有利です。 | 1か月以上5年以内 | 千円以上 300万円未満 | |
| スーパー定期300 | お預け入れ300万円からの有利な自由金利定期預金です。特に3年以上は個人の方に限り、半年複利でご利用いただけ有利です。 | 1か月以上5年以内 | 300万円以上 | |
| 大 口 定 期 預 金 | 市場金利を反映して利率を決定します。まとまった資金をさらに大きく増やします。確定利回りですので、安心確実です。 | 1か月以上5年以内 | 1,000万円以上 | |
| 変動金利定期預金 | 6か月ごとに適用金利が変動する定期預金です。複利型は個人のみで期間3年です。 | 1年、2年、3年 | 千円以上 | |
| 財形預金 | 財形年金預金 お勤めの方の給料・ボーナスからの、天引き預金です。 | 豊かな老後を送るための資金を計画的に貯蓄する預金で、財形住宅預金と合計して550万円まで非課税となります。 | ・積立5年以上 ・据置6か月以上5年以内 | 千円以上 |
| | 財形住宅預金 | マイホームの取得や増改築のための預金で、財形年金預金と合計して550万円まで非課税となります。 | 5年以上 | 千円以上 |
| 当 座 預 金 | 小切手・手形の支払のための預金です。 | お出し入れ自由 | 1円以上 | |
| 通 知 預 金 | 短期の余裕資金の運用に最適です。お引き出しの2日前までにご連絡下さい。 | 7日以上 | 1万円以上 | |
| 納 税 準 備 預 金 | 納税のための預金です。お利息に税金がかかりませんので有利です。 | ・お預け入れは自由 ・お引き出しは原則として納税のみ | 1円以上 | |

窓口販売業務

| 種 類 | 内 容 |
|-------------|--|
| 国 債 窓 口 販 売 | 新規に発行される利付国債(2年・5年・10年もの)及び個人向け国債(変動金利型10年満期・固定金利型3年・5年満期)の窓口販売を行っています。 |
| 損害保険の窓口販売 | 長期火災保険(しんくみ安心マイホーム)、債務返済支援保険(しんくみ安心サポート・しんくみ8大サポート)ならびに年金払積立傷害保険、傷害保険(しんくみホッとプラン)の窓口販売を行っています。 |
| 生命保険の窓口販売 | 個人年金保険(5年・10年確定年金)、がん保険、医療保険、終身保険の窓口販売を行っています。 |

ご融資

“けんしん”は、お客様の豊かな暮らしや、中小企業の皆様の資金ニーズにお応えするために様々な商品をご用意しています。

融資業務

| 商品名 | 特長・お使用みち | ご融資金額 | ご融資期間等 | |
|-------|-------------|--|--------------------|-----------------------------------|
| 個人ローン | カードローン | お使用みちがご自由で、手続きが簡単なローンです。急なご入用の時、カードでお引き出しできます。 | 限度額100万円・50万円・30万円 | 3年間(自動更新) |
| | マイカーローン | 自家用自動車及びバイク、カー用品購入資金、ガレージ・車庫の新築・改築資金、車検・免許取得費用等自動車に関連する資金にご利用いただけます。 | 500万円以内 | 7年以内 |
| | フリーローン・チョイス | お使用みちはご自由です。保証会社が低い金利から順に審査を行い、お客様の審査結果に応じたご融資利率とご融資金額を決定いたします。 | 300万円以内 | 7年以内 |
| | ふれあいローン | お使用みちはご自由です。旅行や結婚資金などにご利用いただけます。 | 300万円以内 | 5年以内 |
| | 住宅ローン | 新築、増改築、土地購入、建売住宅・土地付中古住宅・マンション購入にご利用いただけます。 | 6,000万円以内 | 35年以内 |
| | リフォームローン | 増改築・修繕、電化対応、エコ給湯対応、バリアフリー対応、太陽光発電などの資金にご利用いただけます。 | 1,000万円以内 | 15年以内 |
| | 学資ローン | ご入学金、授業料など学校に納める学費のほか、受験にかかる旅費や、家賃、仕送り資金などにもご利用いただけます。 | 500万円以内 | 11年6か月以内 (当座貸越据置期間 6年6か月含む) |
| | マネーサブリ | お使用みちはご自由で、健康で文化的な生活を営むための資金としてご利用いただけます。 | 300万円以内 | 7年以内 |
| | ゆとり生活 | 年金を受給されている方で、健康で文化的な生活を営むための資金としてご利用いただけます。 | 200万円以内 | 5年以内 |

| | | | | |
|--------|----------------------|---|-----------|----------------------|
| 事業者ローン | ビジネスオートローン | 法人及び個人事業者向け事業用自動車購入資金にご利用いただけます。 | 1,000万円以内 | 5年以内 |
| | 商工会議所提携ローン | 当組合が提携する商工会議所・商工会の会員事業所を対象とした事業性融資にご利用いただけます。 | 500万円以内 | 運転資金5年以内 設備資金7年以内 |
| | 制度融資 | 愛知県及び各市町村などの制度融資をご利用いただけます。 | - | - |
| | 割引手形 証書貸付 当座貸越 | 商業手形の迅速な資金化、短期の運転資金、長期の設備資金・運転資金にご利用下さい。 | - | - |

■代理貸付お取扱い先 長期低利の資金をご利用いただくため、次の各機関の融資を取扱っています。

個人向け-----独立行政法人住宅金融支援機構 独立行政法人福祉医療機構 株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)

事業者向け-----株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業、農林水産事業) 株式会社商工組合中央金庫 全国信用協同組合連合会

住宅ローンの概要

| 商品名 | 商品特性 |
|---------------|---|
| 住まいる いちばん プラス | 諸費用を含む住宅取得に関するあらゆる資金使途に対応した商品です。 |
| 住まいる 借換 ワイド | 借換・住換え・建替え・リフォーム資金と諸費用に対応した商品です。 |
| つなぎ融資 | 簡易な手続きで、自己居住用住宅の購入および建設に必要な借入が実行されるまでのつなぎ資金に対応した商品です。 |

各種サービス・代理業務

“けんしん”は、毎日の生活に密着したきめ細かいサービスの充実に努めています。

各種サービス

| サービス名 | 内 容 |
|-----------------------|---|
| キャッシュサービス | けんしんのATMでは、お預け入れ、お引き出し、お振込、残高照会、暗証番号変更などがご利用いただけます。また、けんしんのキャッシュカードは、MICSマークのある金融機関及びセブン銀行・イオン銀行・ゆうちょ銀行等でご預金のお引き出し、残高照会ができます。さらに、セブン銀行・ゆうちょ銀行・統合ATM加盟の金融機関ではお預け入れも可能です。 |
| 自動受取サービス | お給料やボーナスの他、厚生年金や国民年金などがご指定の口座に自動的に振り込まれます。 |
| 自動支払サービス | 電気・ガス・水道・電話・NHK・税金・各種保険・各種クレジット代金などを、預金口座から自動的にお支払いします。 |
| クレジットカード | しんくみピーターバンクカードほか、各種クレジットカードのお取扱いをいたします。 |
| デビットカードサービス | キャッシュカードで買い物ができる便利なシステムです。 |
| インターネット・モバイルバンキングサービス | パソコンや携帯電話で、振込・振替・残高照会・入出金明細照会などのサービスがご利用いただけます。 |
| ビジネスバンキングサービス | オフィスのパソコンからインターネットを通じて預金残高照会、取引照会、振込・振替、データ伝送、納税等の払い込みが簡単にしかも低料金でご利用いただける法人・個人事業主様向けの便利なサービスです。 |
| ファクシミリサービス | ファックスで、残高照会・入出金明細照会などのサービスがご利用いただけます。 |
| ページ料金払込みサービス | 公共料金や税金など様々な料金を、パソコン・携帯電話からお支払いいただけるサービスです。ご利用には、インターネット・モバイルバンキングサービスまたはビジネスバンキングサービスへのお申込が必要となります。 |
| ページ口座振替受付サービス | Pay-easy(ページ)マークの付いた端末が設置されている企業などで、お客様が当組合のキャッシュカードを使用し、暗証番号を入力していただくことでご本人の確認を行い、口座振替契約をお申し込みいただけるサービスです。(お届け印鑑は不要です) |
| しんくみお得ねっと | 全国の信用組合が提携し、各地に設置されている自動機(CD・ATM)の利用手数料を無料化するサービスです。提携信用組合のキャッシュカードは、指定のサービス時間内は、提携先信用組合の自動機で利用手数料を支払うことなく、現金の引出しができます。 |
| 内 国 為 替 | 振込・手形の取引などを迅速・正確・安全に行います。 |
| 外 国 為 替 | 外国送金、外貨預金のお取次をいたします。 |
| 貸 金 庫 | 預金証書、権利証、貴金属などを安全に保管し、盗難、災害などの不慮の事故からお守りします。 |
| 夜 間 金 庫 | 窓口の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちにお預りし、翌営業日にご指定の預金口座へ自動的に入金いたします。 |
| 外貨宅配サービス | 世界36種類の外貨キャッシュを、ご自宅や職場までお届けします。 |
| 年 金 相 談 会 | 各種年金の相談会を、平日に各営業店にて開催しております。お気軽にご相談ください。(無料) |
| 法 律 相 談 会 | 毎月第1木曜日に本店営業部にて「法律相談会」を開催しております。お気軽にご相談ください。(無料) |
| 休 日 相 談 会 | 毎月第3土曜日(8月は除く)に本店営業部にて「個人ローン」と「年金」の相談会を開催しております。お気軽にご相談ください。(無料) |
| でんさいサービス | 手形・振込に代わる新たな決済手段です。ペーパーレスだから安心・安全、保管も不要です。手形と異なり、印紙税は課税されず、手形の搬送コストも削減できます。 |

代理業務

全国信用協同組合連合会
 (株)日本政策金融公庫
 (株)商工組合中央金庫
 (独)勤労者退職金共済機構
 日本銀行歳入復代理店
 (独)中小企業基盤整備機構
 愛知県収納代理金融機関
 市町村収納代理金融機関
 (独)住宅金融支援機構
 (独)福祉医療機構



手数料

当組合カードのご利用時間帯・ご利用手数料一覧

●当組合ATM (本店営業部・本店営業部碧南駅前出張所・辻支店・旭支店 刈谷支店・安城支店・知立支店・大浜支店・西尾支店・西尾東支店)

| | | | | | | | |
|------------|--------|----------|------|-------|-------|----------|-------|
| お引出 お預入 | 平日 | 8:00 | 9:00 | 14:00 | 18:00 | 19:00 | 21:00 |
| | 土曜日 | お取扱できません | | 無料 | 108円 | お取扱できません | |
| | 日曜・祝休日 | | | 108円 | | | |

※ご入金の手数料無料です。

●当組合ATM (辻支店新川出張所・棚尾支店・高浜支店・西尾支店・西尾東支店)

| | | | | | | | |
|------------|--------|----------|------|-------|-------|----------|-------|
| お引出 お預入 | 平日 | 8:00 | 9:00 | 14:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 |
| | 土曜日 | お取扱できません | | 無料 | 108円 | お取扱できません | |
| | 日曜・祝休日 | | | 108円 | | | |

※ご入金の手数料無料です。

●当組合店舗外ATM (ドミー新川店・ピアゴ碧南東店・おしろタウンシャオ・Tほーと)

| | | | | | | |
|------------|--------|----------|-------|-------|-------|----------|
| お引出 お預入 | 平日 | 9:00 | 14:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 |
| | 土曜日 | お取扱できません | | 無料 | 108円 | お取扱できません |
| | 日曜・祝休日 | | | 108円 | | |

※ご入金の手数料無料です。

●当組合店舗外ATM (土倉坂出張所)

| | | | | | | | |
|------------|--------|----------|------|-------|-------|----------|-------|
| お引出 お預入 | 平日 | 8:00 | 9:00 | 14:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 |
| | 土曜日 | お取扱できません | | 無料 | 108円 | お取扱できません | |
| | 日曜・祝休日 | | | 108円 | | | |

※ご入金の手数料無料です。

●当組合店舗外ATM (碧南市役所)

| | | | | | | |
|------------|--------|----------|-------|-------|-------|----------|
| お引出 お預入 | 平日 | 9:00 | 14:00 | 18:00 | 19:00 | |
| | 土曜日 | お取扱できません | | 無料 | 108円 | お取扱できません |
| | 日曜・祝休日 | | | 108円 | | |

※ご入金の手数料無料です。

●当組合店舗外ATM (碧南市民病院)

| | | | | | | |
|------------|--------|----------|-------|-------|-------|----------|
| お引出 お預入 | 平日 | 9:00 | 14:00 | 17:00 | 18:00 | |
| | 土曜日 | お取扱できません | | 無料 | 108円 | お取扱できません |
| | 日曜・祝休日 | | | 108円 | | |

※ご入金の手数料無料です。

●ゆうちょ銀行ATM

| | | | | | | | | |
|-----|--------|----------|------|------|-------|-------|----------|-------|
| お引出 | 平日 | 8:00 | 8:45 | 9:00 | 14:00 | 18:00 | 19:00 | 21:00 |
| | 土曜日 | お取扱できません | | 216円 | 108円 | 216円 | お取扱できません | |
| | 日曜・祝休日 | | | 216円 | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----|--------|----------|------|------|-------|-------|----------|-------|
| お預入 | 平日 | 8:00 | 8:45 | 9:00 | 14:00 | 17:00 | 18:00 | 21:00 |
| | 土曜日 | お取扱できません | | 216円 | 108円 | 216円 | お取扱できません | |
| | 日曜・祝休日 | | | 216円 | | | | |

※店舗によってお取扱時間が異なります。

●セブン銀行ATM (セブン-イレブン)

| | | | | | | | | |
|------------|--------|------|------|------|-------|-------|------|------|
| お引出 お預入 | 平日 | 4:10 | 8:45 | 9:00 | 14:00 | 18:00 | 4:00 | 4:10 |
| | 土曜日 | 108円 | | 無料 | 108円 | 108円 | | |
| | 日曜・祝休日 | 108円 | | 無料 | 108円 | 108円 | | |

※第2、第4日曜日の前日23:48～当日7:00の間はご利用できません。

●コンビニATM[E-net] (ミニストップ、ファミリーマート)

| | | | | | | | |
|-----|--------|----------|------|------|-------|-------|----------|
| お引出 | 平日 | 8:00 | 8:45 | 9:00 | 17:00 | 18:00 | 21:00 |
| | 土曜日 | お取扱できません | | 216円 | 108円 | 216円 | お取扱できません |
| | 日曜・祝休日 | | | 216円 | | | |

※お預入はできません。 ※1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日(日曜日を除く)はご利用できません。

●コンビニATM[ゼロバンク] (サークルKサンクス)

| | | | | | | | |
|-----|--------|----------|------|-------|-------|----------|-------|
| お引出 | 平日 | 8:00 | 9:00 | 14:00 | 17:00 | 18:00 | 21:00 |
| | 土曜日 | お取扱できません | | 無料 | 108円 | お取扱できません | |
| | 日曜・祝休日 | | | 108円 | | | |

※お預入はできません。 ※1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日(日曜日を除く)はご利用できません。

●上記以外のMICS加盟金融機関ATM

| | | | |
|-----|--------|-----------------------------|--------|
| お引出 | ご利用時間帯 | | ご利用手数料 |
| | 平日 | 8時～21時のうち、利用されるATMが稼働している時間 | |
| | 土曜日 | 9時～17時のうち、利用されるATMが稼働している時間 | |
| | 日曜・祝休日 | 9時～17時のうち、利用されるATMが稼働している時間 | |

※提携金融機関については、お預入も可能です。 ※1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日(日曜日を除く)は、ご利用できません。

※平日とは祝休日を除く月曜日～金曜日を行います。 ※祝休日とは次の日を行います。【祝日、振替休日、国民の休日、1月2日、1月3日、12月31日】 ※土曜日と祝休日重なる場合は、祝休日扱いとなります。

ATM利用手数料の還元サービス

組合員の皆様への優遇事業の一環として、当組合や他の金融機関・コンビニでATMをご利用になられた際にかかる手数料の一部を、以下の通り還元いたします。

| | |
|----------|---|
| 対象となるお客様 | 個人・法人の組合員の方 |
| 対象となる口座 | 普通預金およびカードローン(貯蓄預金・納税準備預金は除きます。) |
| 対象となる手数料 | ①ATM利用手数料(当組合のATMを所定の時間にご利用になられた際に引落される「お引出し手数料」) ②ネット手数料(当組合以外の金融機関・コンビニでATMをご利用になられた際に引落される「お引出し手数料」及び「お預入れ手数料」) |
| 手数料の還元方法 | 1口座につき1か月5回分までの対象手数料を、1か月分まとめて翌月20日(休日の場合は前営業日)に口座へご入金いたします。 |

※ただし、還元時点で口座解約済みの場合には、手数料を還元いたしません。

各種手数料一覧

平成26年4月1日現在
(各手数料には8%の消費税が含まれております)

| 窓口の振込手数料 (1件あたり) | | | | | | |
|------------------|------|------|---------|------|------|---------|
| | 組合員 | | | 組合員外 | | |
| | 同一店内 | 本支店宛 | 他の金融機関宛 | 同一店内 | 本支店宛 | 他の金融機関宛 |
| 5万円未満 | 無料 | 無料 | 650円 | 220円 | 320円 | 650円 |
| 5万円以上 | | | 860円 | 430円 | 540円 | 860円 |

| 視覚障がいのある方の窓口の振込手数料 (1件あたり) | | | | | | |
|----------------------------|------|------|---------|------|------|---------|
| | 組合員 | | | 組合員外 | | |
| | 同一店内 | 本支店宛 | 他の金融機関宛 | 同一店内 | 本支店宛 | 他の金融機関宛 |
| 5万円未満 | 無料 | 無料 | 324円 | 無料 | 108円 | 432円 |
| 5万円以上 | | | 540円 | | 216円 | 648円 |

・お振込の際は、「身体障害者手帳」をご持参ください。
・振込依頼人は、「身体障害者手帳」をご持参のご本人名義に限らせていただきます。

| 給与振込手数料 (1件あたり) | | | |
|-------------------------|---------|---------|--------|
| | 同一店への振込 | 本支店への振込 | 他行への振込 |
| 振込依頼書(総合振込用紙を含む)を利用した場合 | 無料 | 無料 | 162円 |
| 電子媒体(FD等)を利用した場合 | | | 無料 |

| その他振込に関する手数料 (1件あたり) | |
|------------------------------------|--------|
| 定額自動送金取扱手数料(振込手数料が別途必要になる場合があります。) | 108円 |
| 送金・振込の組戻し手数料 | 1,080円 |

| ATM振込手数料 (1件あたり) | | | | | | |
|------------------|------|------|---------|------------|------|---------|
| | 組合員 | | | 組合員外・他行カード | | |
| | 同一店内 | 本支店宛 | 他の金融機関宛 | 同一店内 | 本支店宛 | 他の金融機関宛 |
| 5万円未満 | 無料 | 無料 | 324円 | 無料 | 108円 | 432円 |
| 5万円以上 | | | 540円 | | 216円 | 648円 |

・他行カードによるATMでの振込は別途ATM利用手数料が加算されます。

| ATM利用手数料 (1件あたり) | | | | | |
|---------------------|-------------|------|-------|------|----|
| ご利用時間 | 当組合カード | | 他行カード | | |
| | 出金 | 入金 | 出金 | 入金 | |
| 平日 | 8:00~8:45 | 無料 | 216円 | 216円 | 無料 |
| | 8:45~18:00 | | 108円 | 108円 | |
| | 18:00~21:00 | | 108円 | 216円 | |
| 土曜日 (祝日を除く) | 9:00~14:00 | 無料 | 108円 | 108円 | 無料 |
| | 14:00~19:00 | | 216円 | 216円 | |
| 日曜日、祝日 12/31~1/3 | 9:00~19:00 | 108円 | 216円 | 216円 | 無料 |

*同一店・当組合本支店の振込について
窓口の場合
・同一店への振込とは、受取人口座のある店での振込をさします。
・本支店への振込とは、受取人口座のある店以外からの振込をさします。
ATMの場合
・同一店への振込とは、お振込に利用されるキャッシュカードの発行店と受取人口座のある店が同じ場合をさします。
・本支店宛の振込とは、お振込に利用されるキャッシュカードの発行店と受取人口座のある店が違う場合をさします。

| インターネット・モバイルバンキング・ビジネスバンキング等 振込・振替手数料 (1件あたり) | | | | | | |
|--|------|------|---------|------|------|---------|
| | 組合員 | | | 組合員外 | | |
| | 同一店内 | 本支店宛 | 他の金融機関宛 | 同一店内 | 本支店宛 | 他の金融機関宛 |
| 5万円未満 | 無料 | 無料 | 324円 | 無料 | 無料 | 324円 |
| 5万円以上 | | | 540円 | | | 540円 |

| 〈ビジネスバンキング〉データ伝送をご利用の場合 | | | | | | |
|-------------------------|------|------|---------|------|------|---------|
| | 総合振込 | | | 給与振込 | | |
| | 同一店内 | 本支店宛 | 他の金融機関宛 | 同一店内 | 本支店宛 | 他の金融機関宛 |
| 5万円未満 | 無料 | 無料 | 324円 | 無料 | 無料 | 無料 |
| 5万円以上 | | | 540円 | | | |

| 月額基本手数料 | | |
|---|-----|--------|
| インターネット・モバイルバンキングサービス | 無料 | |
| ビジネスバンキングサービス (照会・振込・振替サービスのみご利用の場合) | 1契約 | 無料 |
| ビジネスバンキングサービス (照会・振込・データ伝送サービスをご利用の場合) | 1契約 | 2,160円 |
| パソコンサービス | 1口座 | 1,080円 |
| ファクシミリサービス | 1口座 | 1,080円 |

| でんさいネット関係手数料(オンライン利用) | | | | |
|-----------------------|----------------------------|--------|------|------|
| 月額基本手数料 | 1契約 | 1,080円 | | |
| オンライン 利用手数料 | ①発生記録請求 | 当組合宛 | 1件 | 324円 |
| | | 他行宛 | 1件 | 432円 |
| | ②譲渡記録請求 (でんさい割引を含む) | 当組合宛 | 1件 | 324円 |
| | | 他行宛 | 1件 | 432円 |
| | ③分割(譲渡)記録請求 (でんさい割引を含む) | 当組合宛 | 1件 | 324円 |
| | | 他行宛 | 1件 | 432円 |
| | 単独保証記録請求 | 1件 | 216円 | |
| | 変更記録請求 | 1件 | 216円 | |
| | 支払等記録請求 | 1件 | 216円 | |
| | でんさい決済手数料 | 1件 | 216円 | |

*月額基本手数料は、ビジネスバンキングでデータ伝送をご利用の場合は無料とします。
*上記取引を画面にて依頼された場合は、上記金額の他に代行手数料1,080円(消費税込)をいただきます。
ただし、でんさい割引は対象外とします。

| でんさいネット関係手数料(書面利用) | | | |
|--------------------|-----------------|---------------|--------|
| 書面利用 手数料 | 譲渡記録請求 | 1件 | 2,160円 |
| | 特例開示請求 | 1件 | 3,240円 |
| | 残高証明書(都度発行方式) | 1件 | 3,780円 |
| | 残高証明書(定例発行方式) | 1件 (発行の都度) | 1,620円 |
| | 変更記録請求 | 1件 | 2,160円 |
| | 支払不能情報照会(利用者等) | 1件 | 2,700円 |
| | 口座間送金決済の中止(組戻し) | 1件 | 1,080円 |

| 両替手数料 | | | | |
|--|------------------|------|---------------|-------|
| 〈窓口〉 お持ち帰り 又はご持参 いただく合 計枚数のい ずれが多い ほうの枚数 | 紙幣・硬貨合計の 両替枚数 | | 両替枚数 | 手数料金額 |
| | 100枚以下 | 無料 | 49枚以下 | 無料 |
| | 101枚～500枚 | 216円 | 50枚～ 500枚 | 100円 |
| | 501枚～1,000枚 | 432円 | | |
| | 1,001枚～2,000枚 | 648円 | 501枚～ 950枚 | 200円 |
| 2,001枚以上1,000枚毎に | 324円加算 | | | |

- ①以下の場合は上記の対象とさせていただきます。
 ・新札など、同一金種への両替(記念硬貨、汚損紙・硬貨の両替は除く)の場合
 ・金種を指定した現金ご出金の場合
 ・金種を指定したつり銭の場合
 ・多量硬貨の預金口座への入金と同時に入金額の80%以上の現金をご出金される場合
 ②得意先係による受付の場合も対象となります。
 ③一回のご来店で受付を分けて行う両替は、実質的に同じ両替とみなし、両替枚数を合算させていただきます。
 ④一日に何回かご来店して両替される場合は、当組合が実質的に同じご来店とみなした場合にはつきましては、「紙幣+硬貨の合計枚数」に加算し、両替手数料の対象とさせていただきます。

| 貸金庫・夜間金庫利用手数料 | | | | | | |
|----------------------|--------------|-----|---------|---------------|----|---------|
| 貸金庫 利用手数料 (年間) | 一般 | 第1種 | 6,480円 | 全自動 (本店のみ) | 小型 | 10,800円 |
| | | 第2種 | 10,368円 | | 中型 | 15,960円 |
| | | 第3種 | 12,960円 | | 大型 | 21,600円 |
| 夜間金庫 | 利用手数料(月間) | | | 5,400円 | | |
| | 入金帳発行手数料(1冊) | | | 5,400円 | | |

| 小切手帳・手形帳代金及び署名鑑サービス | | | |
|---------------------|--------|---------|--------|
| 小切手帳 | | 1冊(50枚) | 540円 |
| 約束手形帳 | | 1冊(25枚) | 324円 |
| 為替手形帳 | | 1冊(25枚) | 324円 |
| 署名鑑サービス | 署名鑑登録料 | 登録1回につき | 5,400円 |
| | 小切手帳 | 1冊(50枚) | 756円 |
| | 約束手形帳 | 1冊(25枚) | 432円 |
| | 為替手形帳 | 1冊(25枚) | 432円 |

| マル専当座預金手数料 | | |
|--------------------------|-------|--------|
| マル専当座預金開設取扱い手数料(割賦販売通知書) | 1通あたり | 3,240円 |
| マル専手形用紙 | 1枚あたり | 540円 |

| 各種手数料 | | | |
|----------------|--|----|--------|
| 残高証明書 発行手数料 | 当組合所定用紙 | 1通 | 324円 |
| | 当組合所定用紙以外 | 1通 | 864円 |
| | 監査法人調査 | 1通 | 2,160円 |
| 取引証明書 | 発行手数料 | 1通 | 216円 |
| 自己宛小切手 | 発行手数料 | 1枚 | 540円 |
| 再発行手数料 | 出資証券・証書・通帳・ キャッシュカード・ローンカード | 1件 | 1,080円 |
| 口座振替 | 手数料 | 1件 | 108円 |
| 取引明細表 発行手数料 | 発行1回につき (ただし、発行期間が12ヶ月を超える場合は12ヶ月を 1回とします) | | 864円 |
| 個人データ 開示手数料 | 1回につき | 1通 | 1,080円 |
| 国債 | 口座管理手数料 | 無料 | |
| 株式払込手数料 | 払込総額5,000万円未満 払込総額の0.3%(一括払込の場合0.25%) + 消費税 | | |
| | 払込総額5,000万円以上 払込総額の0.2% + 消費税 | | |

| 取立手数料 | | | | |
|------------|-----------|-----------------|----------------|--------|
| 代金取立 | 本支店宛 | | 1件 | 432円 |
| | 他の金融機関宛 | 名古屋手形交換所分 | 1件 | 432円 |
| | | 名古屋手形 交換所分以外 | 普通扱い (集中取立) | 1件 |
| | | 至急扱い (個別取立) | 1件 | 1,080円 |
| 店頭 入金取立 | 本支店宛 | | 無料 | |
| | 他の金融機関宛 | 名古屋手形交換所分 | 無料 | |
| | | 名古屋手形交換所分以外 | 1件 | 972円 |
| その他 | 取立手形組戻し料 | | 1通 | 1,080円 |
| | 取立手形店頭呈示料 | | 1通 | 1,080円 |
| | 不渡手形返却料 | | 1通 | 1,080円 |

| 取次手数料 | | | | |
|--------------|-------|-----------|-----------|------|
| 地方税 取次手数料 | 営業地区 | 組合員 | 組合員外 | |
| | | 無料 | 無料 | |
| | 営業地区外 | 無料 | 納付金額5万円未満 | 1件 |
| | | 納付金額5万円以上 | 1件 | 860円 |

| 融資関係手数料 | | | | |
|--|--------------------------------------|--|---------|---------|
| 証書貸付条件変更 手数料 ※重複する場合は 1件とみなします | 一部繰上げ返済、期限延長、金利引下げ、毎月または 賞与返済額の変更 | | 3,240円 | |
| | 全額返済(残存期間5年以上) | | 5,400円 | |
| | 固定金利 選択型 | 特約期間中一部繰上げ返済 | | 21,600円 |
| | | 特約期間中全額返済 | | 32,400円 |
| | | 固定金利再選択 | | 10,800円 |
| | 特約期間中における条件変更 (上記3項目以外を対象) | | 32,400円 | |
| 債務者及び保証人 の変更手数料 (1債務者あたり) | 債務引受による債務者変更 | | 5,400円 | |
| ※回収新規扱いとする 場合は無料です。 ※当組合の要請に基づ き、債務者や保証人の 変更を行う場合は無料 です | 保証人の脱退または脱退加入 | | 5,400円 | |
| | 保証人の加入 | | 無料 | |
| 融資証明書 | 発行手数料(1通) | | 10,800円 | |
| 住宅取得控除証明書 | 発行手数料(1通) | | 216円 | |
| 償還予定表 | 再発行手数料(1件) | | 324円 | |
| 不動産担保事務 取扱手数料 | 新規規定 | 設定額 3,000万円未満 | 32,400円 | |
| | | 設定額 3,000万円以上 5,000万円未満 | 43,200円 | |
| | | 設定額 5,000万円以上 | 54,000円 | |
| | | ・設定金額の変更 ・追加担保(ただし、新規設定時の追加条件を履行す る場合は除きます。) ・設定金額の変更と追加担保同時の場合は1件とし ます。 | | 21,600円 |

| 外国送金手数料 | | |
|---------|----------------------|--------------------------|
| 円建 | 基本料金 | 4,000円 |
| | リフティングチャージ | 送金金額の0.05% (最低2,500円) |
| 外貨建 | 4,000円(リフティングチャージ無し) | |

沿革・歩み

昭和28年 6月 碧南市民信用組合を設立
(7月8日営業を開始)

29年 7月 辻支店を開設

30年 9月 棚尾支店を開設

32年 2月 商工組合中央金庫代理業務を開始

33年 7月 旭支店を開設

11月 中小企業金融公庫代理業務を開始

34年 10月 中小企業退職金共済事業団の委託業務を開始

36年 12月 預金10億円を達成

38年 3月 高浜支店を開設

39年 10月 新本店(現本店営業部碧南駅前出張所)竣工

10月 創立10周年記念式典挙行

42年 4月 刈谷支店を開設

43年 12月 初代理事長三島幸平氏逝去
平岩慶一氏二代目理事長に就任

44年 4月 全国信用協同組合連合会の貸付委託業務を開始

47年 4月 小規模企業共済事業団の委託業務を開始

11月 事務処理をオフライン化

48年 6月 小規模企業共済事業団の代理業務を開始

7月 創立20周年記念式典挙行

49年 10月 西尾支店を開設

51年 7月 愛知県収納代理金融機関の指定を受ける

53年 10月 安城支店を開設

54年 1月 国民金融公庫の代理業務を開始

2月 雇用促進事業団の代理業務を開始

4月 住宅金融公庫の代理業務を開始

55年 6月 取引先親睦会「あやめ会」の発足

57年 4月 自営オンラインをスタート

7月 愛知県中央信用組合に名称変更(略称けんしん)

58年 2月 現金自動預入支払機(ATM)を設置

7月 創立30周年記念式典挙行

12月 知立支店を開設

59年 8月 全国銀行内国為替制度加盟

11月 中央支店を開設

12月 預金500億円を達成

61年 3月 「けんしん年金友の会」を設立

10月 西端支店を開設

62年 5月 杉本勲専務理事三代目理事長に就任

5月 新オンラインシステムスタート

63年 9月 外国通貨両替業務取扱を開始

平成元年 8月 大浜支店を開設

2年 6月 新川支店を開設

4年 10月 日本銀行歳入復代理店事務取扱を開始

5年 5月 三嶋正専務理事四代目理事長に就任

7月 創立40周年記念式典挙行

10月 外国為替取次業務を開始

6年 3月 預金1,000億円達成

4月 証券業務(国債の窓販)取扱を開始

8月 高浜東支店を開設

7年 6月 西尾東支店を開設

8年 6月 旭支店新築移転オープン

9年 5月 営業地区を拡張(半田市、知多郡東浦町・阿久比町)

8月 刈谷支店新築移転オープン

10年 9月 全店にパソコンネットワークを構築

12年 10月 ホームページを開設

13年 5月 コンピュータシステムを信組情報サービスへ移行

5月 キャッシュコーナーの日曜・祝日稼働を開始

11月 損害保険の窓口販売の取扱を開始

平成14年 1月 インターネット・モバイルバンキングサービス、
ファクシミリサービスを開始

5月 郵貯とのCDオンライン提携開始

15年 2月 個人向け国債の募集開始

7月 創立50周年記念式典挙行

16年 1月 マルチペイメントの取扱を開始

5月 アイワイバンク銀行とCDオンライン提携開始

17年 1月 無利息型普通預金の取扱を開始

1月 堀田益隆氏五代目理事長に就任

11月 地区懇談会を開催

12月 全店ATMで振込の取扱を開始

18年 2月 新川支店、高浜東支店のサテライト店化

5月 ATM金融機関相互入金の取扱を開始

19年 2月 紙幣硬貨入出金機を導入

8月 休日個人ローン相談会を開始

11月 新川支店の辻支店新川出張所化

20年 1月 法人キャッシュカードの取扱を開始

4月 印鑑照会システム導入

6月 杉本泰伸専務理事六代目理事長に就任

21年 3月 新本店竣工

3月 ATM通帳繰越機能の追加

4月 新本店グランドオープン

4月 旧本店の本店営業部碧南駅前出張所化
及び中央支店の新本店への統合

4月 全自動貸金庫の導入

6月 休日年金相談会を開始

12月 為替イメージOCRシステム導入

22年 1月 金融円滑化に関する相談窓口を設置

1月 全営業自動車のリース化

2月 法律相談会を開始

8月 電動バイクを2台導入

10月 ビジネスバンキングサービスを開始

23年 11月 高浜支店と高浜東支店を統合し、旧高浜支店を
土管坂出張所に、旧高浜東支店を高浜支店とし
てリニューアルオープン

24年 5月 三河湾ATMP(アトムパートナーシップ)
の結成

6月 認知症サポーターの認定を受ける

7月 杖ホルダー全店設置

9月 ATMP(アトムパートナーシップ)清掃活
動実施

25年 1月 経営革新等支援機関の認定を受ける

2月 でんさいネットサービス開始

2月 BCP訓練実施

4月 エコキャップアート展示

7月 創立60周年記念講演会実施

10月 創立60周年記念台湾旅行実施

26年 2月 ATM定期預金取扱開始

3月 経営戦略立案プロジェクトによる経営戦
略書の作成



資料編

KENSHIN DISCLOSURE 2014

資料編 INDEX

| | |
|-------------------------|----|
| ◆財務諸表 | 37 |
| 貸借対照表 | 37 |
| 損益計算書 | 38 |
| 剰余金処分計算書 | 38 |
| 法定監査の状況 | 38 |
| 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性 | 38 |
| ◆財務の状況 | 41 |
| 業務粗利益及び業務粗利益率 | 41 |
| 業務純益 | 41 |
| 役務取引の状況 | 41 |
| 資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り | 41 |
| その他業務収益の内訳 | 41 |
| 経費の内訳 | 42 |
| 有価証券の時価等情報 | 42 |
| 受取利息・支払利息の増減 | 42 |
| ◆経営諸比率 | 43 |
| 総資産利益率 | 43 |
| 総資金利鞘 | 43 |
| 預貸率・預証率 | 43 |
| ◆預金業務 | 43 |
| 預金種目別平均残高 | 43 |
| 預金者別預金残高 | 43 |
| 財形貯蓄残高 | 43 |
| 職員一人当たり及び1店舗当りの預金残高 | 43 |
| 定期預金種類別残高 | 43 |
| ◆融資業務 | 44 |
| 貸出金利区分別残高 | 44 |
| 貸出金種類別平均残高 | 44 |
| 貸出金使途別残高 | 44 |
| 消費者ローン・住宅ローン残高 | 44 |
| 貸出金業種別残高・構成比 | 44 |
| 貸出金担保の種類別残高 | 45 |
| 債務保証見返の担保の種類別残高 | 45 |
| 貸倒引当金 | 45 |
| 貸出金償却額 | 45 |
| 職員一人当たり及び1店舗当りの貸出金残高 | 45 |
| 代理貸付残高の内訳 | 45 |
| ◆証券・為替 | 46 |
| 有価証券の種類別平均残高 | 46 |
| 有価証券種類別の残存期間別残高 | 46 |
| 公共債窓販実績 | 46 |
| 公共債引受額 | 46 |
| 外国為替取次・取扱実績 | 46 |
| 内国為替取扱実績 | 46 |
| ◆自己資本の充実の状況 | 47 |
| 自己資本の構成に関する事項 | 47 |
| 定量的な開示事項 | 49 |

(注) 各表に掲載している計数は、金額については単位未満を切捨て、構成比については小数点第2位以下、利回り等については小数点第3位以下を切捨てて表示しております。

財務諸表

貸借対照表(資産)

(単位:千円)

| 期別 科目 | 第60期 (平成25年3月31日) | 第61期 (平成26年3月31日) |
|-------------|----------------------|----------------------|
| (資産の部) | | |
| 現金 | 1,341,700 | 1,233,040 |
| 預け金 | 35,062,580 | 42,254,128 |
| 有価証券 | 27,710,451 | 29,503,323 |
| 国債 | 5,134,017 | 7,814,872 |
| 地方債 | 6,285,620 | 5,595,239 |
| 社債 | 9,260,535 | 9,178,683 |
| 株式 | 305,816 | 235,932 |
| その他の証券 | 6,724,461 | 6,678,595 |
| 貸出金 | 82,790,734 | 84,523,383 |
| 割引手形 | 1,185,367 | 923,303 |
| 手形貸付 | 7,316,519 | 8,621,411 |
| 証書貸付 | 73,137,831 | 74,045,612 |
| 当座貸越 | 1,151,016 | 933,055 |
| その他資産 | 907,443 | 824,275 |
| 未決済為替貸 | 9,136 | 4,664 |
| 全信組連出資金 | 411,500 | 411,500 |
| 未収収益 | 375,712 | 320,946 |
| その他の資産 | 111,094 | 87,164 |
| 有形固定資産 | 2,738,428 | 2,672,091 |
| 建物 | 1,294,054 | 1,228,655 |
| 土地 | 1,354,373 | 1,354,373 |
| リース資産 | 33,544 | 12,507 |
| その他の有形固定資産 | 56,456 | 76,554 |
| 無形固定資産 | 48,073 | 42,174 |
| ソフトウェア | 19,196 | 13,693 |
| その他の無形固定資産 | 28,877 | 28,481 |
| 債務保証見返 | 216,166 | 181,810 |
| 貸倒引当金 | △ 1,229,458 | △ 1,360,281 |
| (うち個別貸倒引当金) | (△973,280) | (△1,188,608) |
| 資産の部計 | 149,586,121 | 159,873,946 |

貸借対照表(負債・純資産)

(単位:千円)

| 期別 科目 | 第60期 (平成25年3月31日) | 第61期 (平成26年3月31日) |
|--------------|----------------------|----------------------|
| (負債の部) | | |
| 預金積金 | 142,119,761 | 152,435,554 |
| 当座預金 | 2,367,301 | 2,595,115 |
| 普通預金 | 36,330,040 | 38,932,785 |
| 貯蓄預金 | 46,241 | 46,856 |
| 定期預金 | 94,985,869 | 102,181,263 |
| 定期積金 | 8,287,116 | 8,130,806 |
| その他の預金 | 103,192 | 548,726 |
| その他負債 | 437,676 | 256,283 |
| 未決済為替借 | 33,063 | 20,580 |
| 未払費用 | 274,116 | 145,165 |
| 給付補填備金 | 17,424 | 8,278 |
| 未払法人税等 | 1,508 | 1,508 |
| 前受収益 | 38,751 | 42,052 |
| 払戻未済金 | 180 | 140 |
| リース債務 | 33,544 | 12,507 |
| 資産除去債務 | 6,922 | 6,922 |
| その他の負債 | 32,165 | 19,128 |
| 賞与引当金 | 81,130 | 80,169 |
| 退職給付引当金 | 211,656 | 192,525 |
| 役員退職慰労引当金 | 58,200 | 63,700 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 8,024 | 1,834 |
| 偶発損失引当金 | 30,620 | 47,945 |
| 繰延税金負債 | 80,622 | 79,898 |
| 債務保証 | 216,166 | 181,810 |
| 負債の部合計 | 143,243,859 | 153,339,720 |
| (純資産の部) | | |
| 出資金 | 328,800 | 331,617 |
| 普通出資金 | 328,800 | 331,617 |
| 利益剰余金 | 5,529,940 | 5,694,661 |
| 利益準備金 | 325,563 | 328,800 |
| その他利益剰余金 | 5,204,377 | 5,365,861 |
| 特別積立金 | 5,850,000 | 5,100,000 |
| 当期末処分剰余金 | - | 265,861 |
| 当期末処理損失金 | 645,622 | - |
| 組合員勘定合計 | 5,858,740 | 6,026,278 |
| その他有価証券評価差額金 | 483,521 | 507,947 |
| 評価・換算差額等合計 | 483,521 | 507,947 |
| 純資産の部合計 | 6,342,261 | 6,534,225 |
| 負債及び純資産の部合計 | 149,586,121 | 159,873,946 |

損益計算書

(単位:千円)

| 期別 科目 | 第60期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで) | 第61期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 経常収益 | 2,573,919 | 2,477,222 |
| 資金運用収益 | 2,213,356 | 2,174,397 |
| 貸出金利息 | 1,645,717 | 1,585,805 |
| 預け金利息 | 184,421 | 171,474 |
| 有価証券利息配当金 | 366,757 | 400,656 |
| その他の受入利息 | 16,460 | 16,460 |
| 役務取引等収益 | 141,249 | 138,733 |
| 受入為替手数料 | 61,151 | 58,418 |
| その他の役務収益 | 80,098 | 80,315 |
| その他業務収益 | 105,403 | 43,740 |
| 国債等債券売却益 | 18,318 | 29,010 |
| 国債等債券償還益 | 73,000 | - |
| その他の業務収益 | 14,084 | 14,730 |
| その他経常収益 | 113,909 | 120,351 |
| 貸倒引当金戻入益 | 80,974 | - |
| 償却債権取立益 | 14,864 | 25,799 |
| 株式等売却益 | 557 | 82,784 |
| その他の経常収益 | 17,513 | 11,767 |
| 経常費用 | 2,147,226 | 2,294,109 |
| 資金調達費用 | 155,503 | 132,652 |
| 預金利息 | 143,326 | 124,616 |
| 給付補填備金繰入額 | 10,451 | 6,346 |
| その他の支払利息 | 1,724 | 1,688 |
| 役務取引等費用 | 107,382 | 110,896 |
| 支払為替手数料 | 24,756 | 25,773 |
| その他の役務費用 | 82,626 | 85,122 |
| その他業務費用 | 18 | 2 |
| その他の業務費用 | 18 | 2 |
| 経費 | 1,783,829 | 1,808,774 |
| 人件費 | 1,150,203 | 1,153,740 |
| 物件費 | 602,733 | 624,491 |
| 税金 | 30,893 | 30,543 |
| その他経常費用 | 100,492 | 241,784 |
| 貸倒引当金繰入額 | - | 154,430 |
| 貸出金償却 | 39,795 | 46,012 |
| 株式等売却損 | 29,281 | 988 |
| その他資産償却 | 350 | - |
| その他の経常費用 | 31,065 | 40,353 |
| 経常利益 | 426,693 | 183,112 |
| 特別損失 | 515 | 439 |
| 固定資産処分損 | 515 | 439 |
| 税引前当期純利益 | 426,178 | 182,673 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,337 | 1,377 |
| 法人税等調整額 | 6,626 | 3,485 |
| 法人税等合計 | 7,963 | 4,863 |
| 当期純利益 | 418,214 | 177,809 |
| 繰越金(当期首残高) | △ 1,063,837 | 88,051 |
| 当期末処分剰余金 | - | 265,861 |
| 当期末処理損失金 | 645,622 | - |

剰余金処分計算書

(単位:千円)

| 期別 科目 | 第60期 (平成25年3月31日) | 第61期 (平成26年3月31日) |
|-------------------|----------------------|----------------------|
| 当期末処分剰余金 | - | 265,861 |
| 当期末処理損失金 | 645,622 | - |
| 積立金取崩額 | 750,000 | - |
| 特別積立金取崩額 | 750,000 | - |
| 剰余金処分量 | 16,325 | 166,019 |
| 利益準備金 | 3,237 | 2,817 |
| 出資に対する配当金(年4%の割合) | 13,088 | 13,202 |
| 特別積立金 | - | 150,000 |
| 繰越金(当期末残高) | 88,051 | 99,841 |

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」などの決算関係書類は、監事ならびに有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成26年6月23日
愛知県中央信用組合

理事長 杉本泰伸 

財務諸表

貸借対照表注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

| | |
|----|---------|
| 建物 | 10年～50年 |
| 動産 | 3年～20年 |
 - 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店(営業関連部署)の協力の下に審査部(資産査定部署)が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,857百万円です。
 - 貸与引当金は、従業員への貸与の支払いに備えるため、従業員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

 - 制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)

| | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 320,555百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 321,338百万円 |
| 差引額 | △782百万円 |
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自平成24年4月1日 至25年3月31日) 0.965%
 - 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高31,358百万円及び別途積立金30,576百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金72百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じてことで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
 - 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 53百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 2,043百万円
 - 有形固定資産の圧縮記帳額 72百万円
 - 貸出金のうち破綻先債権額は167百万円、延滞債権額は6,395百万円です。

なお破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 - 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か

- 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,901百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,464百万円です。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、現金自動設備等についてリース契約により使用しております。
 - 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、923百万円です。
 - 担保に提供している資産は、次のとおりです。

担保に提供している資産 預け金 26,000百万円
担保資産に対応する債務はありません。

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金3,200百万円、手形交換取引のために保証金0百万円を担保として提供しております。
 - 出資1口当たりの純資産額は19,704円13銭です。
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合は、ローン事業管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部資金経理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM-リスク管理委員会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営企画部資金経理課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営管理部を通じ、理事会及びALM-リスク管理委員会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当組合では、「有価証券」、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量が「リスク限度額の範囲内となるよう管理しております。」

当組合のVaRはモンテカルロ・シミュレーション法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、平成26年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で748,759千円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------|----------|---------|-------|
| (1) 預け金(*1) | 42,254 | 42,325 | 71 |
| (2) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 4,893 | 5,040 | 147 |
| その他の有価証券 | 24,585 | 24,585 | — |
| (3) 貸出金(*1) | 84,523 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △1,358 | | |
| | 83,165 | 84,993 | 1,828 |
| 金融資産計 | 154,898 | 156,945 | 2,046 |
| (1) 預金積金(*1) | 152,435 | 152,410 | △24 |
| 金融負債計 | 152,435 | 152,410 | △24 |

(*1) 貸出金、預け金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28. から31.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割引引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP等)で割引引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 非上場株式(*1) | 24 |
| 組合出資金(*2) | 411 |
| 合 計 | 436 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下31.まで同様であります。

(1) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位:百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-------|----------|-------|-----|
| 地 方 債 | 2,995 | 3,069 | 74 |
| 社 債 | 1,099 | 1,144 | 44 |
| そ の 他 | 498 | 529 | 31 |
| 小 計 | 4,593 | 4,743 | 150 |

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位:百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-------|----------|-------|-----|
| そ の 他 | 300 | 296 | △3 |
| 小 計 | 300 | 296 | △3 |
| 合 計 | 4,893 | 5,040 | 147 |

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(2) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位:百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
|-------|----------|--------|-----|
| 株 式 | 144 | 91 | 52 |
| 債 券 | 15,484 | 15,031 | 452 |
| 国 債 | 5,810 | 5,608 | 202 |
| 地 方 債 | 2,088 | 2,017 | 70 |
| 社 債 | 7,585 | 7,405 | 179 |
| そ の 他 | 4,632 | 4,420 | 212 |
| 小 計 | 20,261 | 19,543 | 717 |

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位:百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
|-------|----------|--------|-----|
| 株 式 | 66 | 78 | △11 |
| 債 券 | 3,009 | 3,020 | △11 |
| 国 債 | 2,004 | 2,004 | △0 |
| 地 方 債 | 511 | 516 | △4 |
| 社 債 | 493 | 499 | △6 |
| そ の 他 | 1,248 | 1,282 | △34 |
| 小 計 | 4,324 | 4,381 | △57 |
| 合 計 | 24,585 | 23,924 | 660 |

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

29. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

| 売却価額 | 売却益 | 売却損 |
|------|-----|-----|
| 468 | 111 | 0 |

31. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

| 区 分 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-------|-------|---------|----------|-------|
| 債 券 | 3,037 | 8,211 | 9,588 | 1,649 |
| 国 債 | 2,012 | 620 | 5,181 | — |
| 地 方 債 | 423 | 3,238 | 1,514 | 418 |
| 社 債 | 601 | 4,351 | 2,892 | 1,230 |
| そ の 他 | 804 | 2,167 | 1,858 | 868 |
| 合 計 | 3,842 | 10,378 | 11,446 | 2,517 |

32. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、3,080百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が3,080百万円あります。

なお、この契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

| | |
|------------------|-----------|
| 個別貸倒引当金損金算入限度超過額 | 667百万円 |
| 有価証券有税償却 | 63百万円 |
| 減損損失 | 76百万円 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 52百万円 |
| 繰越欠損金 | 285百万円 |
| その他 | 86百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,232百万円 |
| 評価性引当額 | △1,159百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 72百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 152百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 152百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | 79百万円 |

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.10%から27.32%となります。この税率変更により、繰延税金資産は4百万円減少し、法人税等調整額は4百万円増加しております。

損益計算書注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 538円29銭

財務の状況

業務粗利益及び業務粗利益率(資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支)

(単位:千円)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|----------------|----|------------------|------------------|
| 資金運用収益 | | 2,213,356 | 2,174,397 |
| 資金調達費用 | | 155,503 | 132,652 |
| 資金運用収支 | | 2,057,853 | 2,041,745 |
| 役員取引等収益 | | 141,249 | 138,733 |
| 役員取引等費用 | | 107,382 | 110,896 |
| 役員取引等収支 | | 33,867 | 27,837 |
| その他業務収益 | | 105,403 | 43,740 |
| その他業務費用 | | 18 | 2 |
| その他業務収支 | | 105,384 | 43,737 |
| 業務粗利益 | | 2,197,105 | 2,113,319 |
| 業務粗利益率 | | 1.50% | 1.41% |

(注)業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位:千円)

| 科目 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-------------|----|----------------|----------------|
| 業務純益 | | 413,275 | 389,050 |

役員取引の状況

(単位:千円)

| 科目 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|----------------|----|----------------|----------------|
| 役員取引等収益 | | 141,249 | 138,733 |
| 受入為替手数料 | | 61,151 | 58,418 |
| その他の受入手数料 | | 80,098 | 80,315 |
| 役員取引等費用 | | 107,382 | 110,896 |
| 支払為替手数料 | | 24,756 | 25,773 |
| その他の支払手数料 | | 524 | 549 |
| その他の役員取引等費用 | | 82,102 | 84,573 |

資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り

(単位:千円、%)

| 科目 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|--------|------|-------------|-------------|
| 資金運用勘定 | 平均残高 | 146,427,815 | 149,734,820 |
| | 利息 | 2,213,356 | 2,174,397 |
| | 利回り | 1.51 | 1.45 |
| うち貸出金 | 平均残高 | 83,208,645 | 81,424,030 |
| | 利息 | 1,645,717 | 1,585,805 |
| | 利回り | 1.97 | 1.94 |
| うち預け金 | 平均残高 | 34,260,462 | 38,981,374 |
| | 利息 | 184,421 | 171,474 |
| | 利回り | 0.53 | 0.43 |
| うち有価証券 | 平均残高 | 28,547,207 | 28,917,914 |
| | 利息 | 366,757 | 400,656 |
| | 利回り | 1.28 | 1.38 |
| 資金調達勘定 | 平均残高 | 142,409,036 | 146,327,598 |
| | 利息 | 155,503 | 132,652 |
| | 利回り | 0.10 | 0.09 |
| うち預金積金 | 平均残高 | 142,363,100 | 146,303,931 |
| | 利息 | 153,778 | 130,963 |
| | 利回り | 0.10 | 0.08 |

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成25年3月期3,169千円、平成26年3月期3,242千円)を控除して表示しております。

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

| 項目 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|------------------|----|----------------|---------------|
| 国債等債券売却益 | | 18,318 | 29,010 |
| 国債等債券償還益 | | 73,000 | - |
| その他の業務収益 | | 14,084 | 14,730 |
| その他業務収益合計 | | 105,403 | 43,740 |

経費の内訳

(単位:千円)

| 項目 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-----------|----|-----------|-----------|
| 人件費 | | 1,150,203 | 1,153,740 |
| 報酬・給料・手当 | | 952,343 | 950,643 |
| 賞与引当金純繰入額 | | △ 1,919 | △ 961 |
| 退職給付費用 | | 80,129 | 74,535 |
| 社会保険料 | | 119,649 | 129,522 |
| 物件費 | | 602,733 | 624,491 |
| 事務費 | | 207,080 | 232,527 |
| 固定資産費 | | 107,175 | 110,021 |
| 事業費 | | 36,627 | 40,799 |
| 人事厚生費 | | 15,451 | 18,891 |
| 預金保険料 | | 96,414 | 97,836 |
| その他 | | 139,984 | 124,415 |
| 税金 | | 30,893 | 30,543 |
| 経費合計 | | 1,783,829 | 1,808,774 |

有価証券の時価等情報

●満期保有目的の債券

(単位:百万円)

| 区分 | 期別 | 種類 | 平成25年3月期 | | | 平成26年3月期 | | |
|----------------------------|----|-------|----------|-------|-------|----------|-------|-----|
| | | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの | | 国債 | - | - | - | - | - | - |
| | | 地方債 | 3,504 | 3,603 | 98 | 2,995 | 3,069 | 74 |
| | | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | | 社債 | 1,399 | 1,461 | 61 | 1,099 | 1,144 | 44 |
| | | その他 | 497 | 518 | 20 | 498 | 529 | 31 |
| | 小計 | 5,402 | 5,583 | 180 | 4,593 | 4,743 | 150 | |
| 時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの | | 国債 | - | - | - | - | - | - |
| | | 地方債 | - | - | - | - | - | - |
| | | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | | 社債 | - | - | - | - | - | - |
| | | その他 | 700 | 674 | △ 25 | 300 | 296 | △ 3 |
| | 小計 | 700 | 674 | △ 25 | 300 | 296 | △ 3 | |
| 合計 | | 6,102 | 6,258 | 155 | 4,893 | 5,040 | 147 | |

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社国債、金融債、事業債が含まれます。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

●その他有価証券

(単位:百万円)

| 区分 | 期別 | 種類 | 平成25年3月期 | | | 平成26年3月期 | | |
|--------------------------|----|--------|----------|--------|--------|----------|--------|------|
| | | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | 株式 | 199 | 153 | 45 | 144 | 91 | 52 |
| | | 債券 | 15,297 | 14,829 | 468 | 15,484 | 15,031 | 452 |
| | | 国債 | 5,134 | 4,919 | 214 | 5,810 | 5,608 | 202 |
| | | 地方債 | 2,780 | 2,700 | 80 | 2,088 | 2,017 | 70 |
| | | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | | 社債 | 7,383 | 7,209 | 173 | 7,585 | 7,405 | 179 |
| | | その他 | 4,064 | 3,849 | 214 | 4,632 | 4,420 | 212 |
| | 小計 | 19,561 | 18,833 | 728 | 20,261 | 19,543 | 717 | |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | 株式 | 82 | 101 | △ 19 | 66 | 78 | △ 11 |
| | | 債券 | 477 | 499 | △ 22 | 3,009 | 3,020 | △ 11 |
| | | 国債 | - | - | - | 2,004 | 2,004 | △ 0 |
| | | 地方債 | - | - | - | 511 | 516 | △ 4 |
| | | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | | 社債 | 477 | 499 | △ 22 | 493 | 499 | △ 6 |
| | | その他 | 1,462 | 1,508 | △ 46 | 1,248 | 1,282 | △ 34 |
| | 小計 | 2,021 | 2,109 | △ 87 | 4,324 | 4,381 | △ 57 | |
| 合計 | | 21,583 | 20,942 | 640 | 24,585 | 23,924 | 660 | |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社国債、金融債、事業債が含まれます。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

●時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位:百万円)

| 項目 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|------------------|----|----------|----------|
| その他有価証券 非上場株式 | | 24 | 24 |

受取利息・支払利息の増減

(単位:百万円)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|---------|----|----------|------|----------|------|
| | | 残高 | 増減 | 残高 | 増減 |
| 受取利息の増減 | | 2,213 | △ 63 | 2,174 | △ 38 |
| 支払利息の増減 | | 155 | △ 39 | 132 | △ 22 |

経営諸比率／預金業務／融資業務

◆経営諸比率

総資産利益率(経常利益・当期純利益)

(単位:%)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-----------|----|----------|----------|
| 総資産経常利益率 | | 0.28 | 0.11 |
| 総資産当期純利益率 | | 0.28 | 0.11 |

※総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘

(単位:%)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|---------|----|----------|----------|
| 資金運用利回 | | 1.51 | 1.45 |
| 資金調達原価率 | | 1.36 | 1.32 |
| 総資金利鞘 | | 0.15 | 0.13 |

※資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭信託等運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$ 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

預貸率・預証率(期末・期中平均)

(単位:%)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-----|------|----------|----------|
| 預貸率 | 期末 | 58.25 | 55.44 |
| | 期中平均 | 58.44 | 55.65 |
| 預証率 | 期末 | 19.49 | 19.35 |
| | 期中平均 | 20.05 | 19.76 |

◆預金業務

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

| 種目 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|-------|----|----------|-------|----------|-------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 流動性預金 | | 39,468 | 27.7 | 40,701 | 27.8 |
| 定期性預金 | | 102,894 | 72.2 | 105,602 | 72.1 |
| 合計 | | 142,363 | 100.0 | 146,303 | 100.0 |

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|------|----|----------|-------|----------|-------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 個人 | | 121,313 | 85.4 | 127,011 | 83.3 |
| 法人 | | 20,806 | 14.6 | 25,423 | 16.7 |
| 一般法人 | | 17,392 | 12.2 | 18,879 | 12.4 |
| 金融機関 | | 32 | 0.0 | 24 | 0.0 |
| 公金 | | 3,381 | 2.4 | 6,519 | 4.3 |
| 合計 | | 142,119 | 100.0 | 152,435 | 100.0 |

財形貯蓄残高

(単位:千円)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|--------|----|----------|----------|
| 財形住宅貯蓄 | | - | - |
| 財形年金貯蓄 | | 2,132 | 1,478 |
| 合計 | | 2,132 | 1,478 |

職員一人当たり及び1店舗当りの預金残高

(単位:千円)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-------------|----|------------|------------|
| 職員一人当たり預金残高 | | 747,998 | 823,975 |
| 1店舗当たり預金残高 | | 11,843,313 | 12,702,962 |

定期預金種類別残高

(単位:千円)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|----------|----|------------|-------------|
| 固定金利定期預金 | | 94,978,624 | 102,174,018 |
| 変動金利定期預金 | | 7,245 | 7,245 |
| 合計 | | 94,985,869 | 102,181,263 |

◆融資業務

貸出金利区分別残高

(単位:千円)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|---------|----|------------|-----|------------|-----|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 固定金利貸出金 | | 43,113,355 | | 43,767,709 | |
| 変動金利貸出金 | | 39,677,379 | | 40,755,674 | |
| 合計 | | 82,790,734 | | 84,523,383 | |

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

| 科目 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|------|----|----------|-------|----------|-------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 割引手形 | | 1,374 | 1.6 | 891 | 1.0 |
| 手形貸付 | | 8,150 | 9.7 | 6,821 | 8.3 |
| 証書貸付 | | 72,790 | 87.4 | 72,831 | 89.4 |
| 当座貸越 | | 893 | 1.0 | 879 | 1.0 |
| 合計 | | 83,208 | 100.0 | 81,424 | 100.0 |

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|------|----|----------|-------|----------|-------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 運転資金 | | 26,892 | 32.4 | 26,709 | 31.6 |
| 設備資金 | | 55,898 | 67.5 | 57,813 | 68.3 |
| 合計 | | 82,790 | 100.0 | 84,523 | 100.0 |

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|--------|----|----------|-------|----------|-------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 消費者ローン | | 1,002 | 5.0 | 1,032 | 5.4 |
| 住宅ローン | | 19,107 | 95.0 | 18,054 | 94.6 |
| 合計 | | 20,109 | 100.0 | 19,086 | 100.0 |

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|-----------------|----|----------|-------|----------|-------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 製造業 | | 12,231 | 14.8 | 11,725 | 13.9 |
| 農業、林業 | | 87 | 0.1 | 189 | 0.2 |
| 漁業 | | 62 | 0.1 | 56 | 0.1 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 0 | 0.0 | - | - |
| 建設業 | | 3,637 | 4.4 | 3,643 | 4.3 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | 221 | 0.3 | 187 | 0.2 |
| 情報通信業 | | 37 | 0.0 | 34 | 0.0 |
| 運輸業、郵便業 | | 591 | 0.7 | 575 | 0.7 |
| 卸売業、小売業 | | 4,489 | 5.4 | 5,058 | 6.0 |
| 金融業、保険業 | | 2,137 | 2.6 | 2,125 | 2.5 |
| 不動産業 | | 15,622 | 18.9 | 14,807 | 17.5 |
| 物品賃貸業 | | 10 | 0.0 | 5 | 0.0 |
| 学術研究、専門・技術サービス | | 472 | 0.6 | 474 | 0.6 |
| 宿泊業 | | 1,049 | 1.3 | 1,009 | 1.2 |
| 飲食業 | | 1,112 | 1.3 | 1,266 | 1.5 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | | 1,408 | 1.7 | 1,500 | 1.8 |
| 教育、学習支援業 | | 39 | 0.0 | 119 | 0.1 |
| 医療、福祉 | | 40 | 0.0 | 63 | 0.1 |
| その他のサービス | | 3,493 | 4.2 | 4,804 | 5.7 |
| その他の産業 | | 167 | 0.2 | 163 | 0.2 |
| 小計 | | 46,911 | 56.7 | 47,813 | 56.6 |
| 地方公共団体 | | 1,423 | 1.7 | 1,700 | 2.0 |
| 雇用・能力開発機構等 | | - | - | - | - |
| 個人(住宅・消費・納税資金等) | | 34,455 | 41.6 | 35,009 | 41.4 |
| 合計 | | 82,790 | 100.0 | 84,523 | 100.0 |

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

融資業務／証券・為替

貸出金担保の種類別残高

(単位:百万円、%)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|-------------|----|----------|-------|----------|-------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 当組合預金・積金 | | 1,393 | 1.6 | 1,257 | 1.4 |
| 有価証券 | | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 動産 | | — | — | — | — |
| 不動産 | | 59,446 | 71.8 | 60,114 | 71.1 |
| その他 | | — | — | — | — |
| 小計 | | 60,839 | 73.4 | 61,371 | 72.6 |
| 信用保証協会・信用保険 | | 15,281 | 18.4 | 15,435 | 18.2 |
| 保証 | | 604 | 0.7 | 755 | 0.8 |
| 信用 | | 6,064 | 7.3 | 6,960 | 8.2 |
| 合計 | | 82,790 | 100.0 | 84,523 | 100.0 |

債務保証見返の担保の種類別残高

(単位:百万円、%)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|-------------|----|----------|-------|----------|-------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 当組合預金・積金 | | — | — | — | — |
| 有価証券 | | — | — | — | — |
| 動産 | | — | — | — | — |
| 不動産 | | 115 | 53.4 | 98 | 54.0 |
| その他 | | — | — | — | — |
| 小計 | | 115 | 53.4 | 98 | 54.0 |
| 信用保証協会・信用保険 | | — | — | — | — |
| 保証 | | 100 | 46.5 | 83 | 45.9 |
| 信用 | | — | — | — | — |
| 合計 | | 216 | 100.0 | 181 | 100.0 |

貸倒引当金(期末残高・期中増減額)

(単位:千円)

| 項目 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|---------|----|-----------|-----------|-----------|----------|
| | | 残高 | 増減 | 残高 | 増減 |
| 一般貸倒引当金 | | 256,177 | △ 134,039 | 171,672 | △ 84,505 |
| 個別貸倒引当金 | | 973,280 | △ 790,365 | 1,188,608 | 215,328 |
| 合計 | | 1,229,458 | △ 924,404 | 1,360,281 | 130,822 |

貸出金償却額

(単位:千円)

| 項目 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|--------|----|----------|----------|
| 貸出金償却額 | | 39,795 | 46,012 |

職員一人当たり及び1店舗当りの貸出金残高

(単位:千円)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|--------------|----|-----------|-----------|
| 職員一人当たり貸出金残高 | | 435,740 | 456,883 |
| 1店舗当り貸出金残高 | | 6,899,227 | 7,043,615 |

代理貸付残高の内訳

(単位:千円)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|----------------|----|-----------|-----------|
| 全国信用協同組合連合会 | | — | — |
| 株式会社商工組合中央金庫 | | 45,546 | 34,458 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | | 79,381 | 69,365 |
| 独立行政法人住宅金融支援機構 | | 940,510 | 823,092 |
| 独立行政法人福祉医療機構 | | 162,739 | 141,430 |
| その他 | | 5,700 | 4,000 |
| 合計 | | 1,233,877 | 1,072,346 |

◆証券・為替

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|--------|----|----------|-------|----------|-------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 国債 | | 4,291 | 15.0 | 5,615 | 19.4 |
| 地方債 | | 6,419 | 22.4 | 6,203 | 21.4 |
| 短期社債 | | 555 | 1.9 | 899 | 3.1 |
| 社債 | | 9,830 | 34.4 | 9,522 | 32.9 |
| 株式 | | 316 | 1.1 | 228 | 0.7 |
| 外国証券 | | 5,848 | 20.4 | 4,865 | 16.8 |
| その他の証券 | | 1,285 | 4.5 | 1,583 | 5.4 |
| 合計 | | 28,547 | 100.0 | 28,917 | 100.0 |

(注)当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | | | | | | 平成26年3月期 | | | | | |
|--------|----|----------|---------|----------|-------|----------------|--------|----------|---------|----------|-------|----------------|--------|
| | | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 | 期間の定め の無いもの | 合計 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 | 期間の定め の無いもの | 合計 |
| 国債 | | 8 | 633 | 3,982 | 510 | - | 5,134 | 2,012 | 620 | 5,181 | - | - | 7,814 |
| 地方債 | | 1,010 | 3,819 | 1,352 | 103 | - | 6,285 | 423 | 3,238 | 1,514 | 418 | - | 5,595 |
| 短期社債 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 社債 | | 1,812 | 3,812 | 2,917 | 617 | 99 | 9,260 | 601 | 4,351 | 2,892 | 1,230 | 102 | 9,178 |
| 株式 | | - | - | - | - | 305 | 305 | - | - | - | - | 235 | 235 |
| 外国証券 | | 600 | 1,788 | 2,104 | 803 | - | 5,296 | 804 | 1,997 | 1,447 | 868 | - | 5,117 |
| その他の証券 | | - | 163 | 271 | - | 992 | 1,427 | - | 170 | 410 | - | 979 | 1,560 |
| 合計 | | 3,431 | 10,217 | 10,629 | 2,034 | 1,398 | 27,710 | 3,842 | 10,378 | 11,446 | 2,517 | 1,317 | 29,503 |

公共債窓販実績

(単位:千円)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-------|----|----------|----------|
| | | 国債 | 44,500 |
| 地方債 | | - | - |
| 政府保証債 | | - | - |
| 合計 | | 44,500 | 31,500 |

公共債引受額

(単位:千円)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-------|----|----------|----------|
| | | 国債 | 97,400 |
| 地方債 | | - | - |
| 政府保証債 | | - | - |
| 合計 | | 97,400 | 119,450 |

外国為替取次・取扱実績

(単位:千ドル)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-------|----|----------|----------|
| | | 買 | 185 |
| 輸出 | | - | 101 |
| 輸入 | | 185 | 480 |
| 貿易外 | | 1,748 | 1,140 |
| 外国送金等 | | 1,748 | 1,140 |
| 両替 | | - | - |
| 合計 | | 1,933 | 1,722 |

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

| 区分 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|----------|----|----------|---------|----------|---------|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 送金・振込為替 | | 242,744 | 148,566 | 251,889 | 168,721 |
| 他の金融機関向け | | 114,170 | 78,889 | 121,437 | 88,163 |
| 他の金融機関から | | 128,574 | 69,677 | 130,452 | 80,557 |
| 代金取立 | | 4,595 | 9,152 | 4,212 | 7,132 |
| 他の金融機関向け | | 2,609 | 4,423 | 2,310 | 3,733 |
| 他の金融機関から | | 1,986 | 4,728 | 1,902 | 3,399 |
| 合計 | | 247,339 | 157,719 | 256,101 | 175,853 |

自己資本の充実の状況

単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

| 項 目 | | 平成25年3月期 |
|--------------------------------------|-------------------------------|----------|
| 自 己 資 本 | 基本的項目(A) | 5,845 |
| | 出資金 | 328 |
| | うち非累積的永久優先出資金 | — |
| | 優先出資申込証拠金 | — |
| | 資本準備金 | — |
| | 利益準備金 | 328 |
| | 特別積立金 | 5,100 |
| | 繰越金(当期末残高) | 88 |
| | その他有価証券の評価差損(△) | — |
| | 営業権相当額(△) | — |
| | 補完的項目(B) | 261 |
| | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額 | — |
| | 一般貸倒引当金 | 261 |
| | 負債性資本調達手段等 | — |
| 補完的項目不算入額(△) | — | |
| 自己資本額(C)=(A)+(B) | 6,106 | |
| リ ス ク ア セ ツ ト 等 | 資産(オン・バランス)項目 | 72,190 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 214 |
| | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | 4,020 |
| | リスク・アセット等計(D) | 76,424 |
| 単体Tier1比率 (A) / (D) | | 7.64% |
| 単体自己資本比率 (C) / (D) | | 7.99% |

- (注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。
2. 「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、平成26年3月30日までの間は、「自己資本比率規制の一部を弾力化する特例」(平成24年金融庁告示第56号)に従い、当該金額を記載しておりません。なお、特例を考慮しない場合においても、当組合は「その他有価証券の評価差損」はありません。
3. 「一般貸倒引当金」欄には、偶発損失引当金のうち一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。



(単位:百万円)

| 項 目 | | 平成26年3月期 | |
|---|--|----------|-------------|
| | | | 経過措置による不算入額 |
| コア資本に係る基礎項目 (1) | 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額 | 6,013 | |
| | うち、出資金及び資本剰余金の額 | 331 | |
| | うち、利益剰余金の額 | 5,694 | |
| | うち、外部流出予定額(△) | 13 | |
| | うち、上記以外に該当するものの額 | - | |
| | コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 180 | |
| | うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 180 | |
| | うち、適格引当金コア資本算入額 | - | |
| | 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | |
| | 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 6,193 | | |
| コア資本に係る調整項目 (2) | 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | - | 30 |
| | うち、のれんに係るものの額 | - | - |
| | うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | - | 30 |
| | 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | - | - |
| | 適格引当金不足額 | - | - |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - |
| | 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - |
| | 前払年金費用の額 | - | - |
| | 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | - | - |
| | 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - |
| | 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - |
| | 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額 | - | - |
| | 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | - | - |
| | うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| | うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| | うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | - |
| | 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | - | |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | - | | |
| 自己資本 | 自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ) | 6,193 | |
| リスク・アセット等 (3) | 信用リスク・アセットの額の合計額 | 75,329 | |
| | うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 2,909 | |
| | うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) | 30 | |
| | うち、繰延税金資産 | 72 | |
| | うち、前払年金資産 | - | |
| | うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 3,013 | |
| | うち、上記以外に該当するものの額 | - | |
| | オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 4,009 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 79,339 | | |
| 自己資本比率 | 自己資本比率((ハ)/(ニ)) | 7.80% | |

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成25年3月期においては旧告示に基づく開示、平成26年3月期においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 「一般貸倒引当金」欄には、偶発損失引当金のうち一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

| 項目 | 期別 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|---|----|----------|---------|----------|---------|
| | | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 | | 72,404 | 2,896 | 75,329 | 3,013 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | | 72,404 | 2,896 | 78,227 | 3,129 |
| (i) ソブリン向け | | 1,026 | 41 | 977 | 39 |
| (ii) 金融機関向け | | 10,140 | 405 | 9,744 | 389 |
| (iii) 法人等向け | | 20,214 | 808 | 21,946 | 877 |
| (iv) 中小企業等・個人向け | | 7,893 | 315 | 7,270 | 290 |
| (v) 抵当権付住宅ローン | | 7,309 | 292 | 7,497 | 299 |
| (vi) 不動産取得等事業向け | | 15,083 | 603 | 15,704 | 628 |
| (vii) 三月以上延滞等 | | 659 | 26 | 501 | 20 |
| (viii) 出資等 | | 428 | 17 | 325 | 13 |
| 出資等のエクスポージャー | | | | 325 | 13 |
| 重要な出資等のエクスポージャー | | | | - | - |
| (ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | | | | 5,022 | 200 |
| (x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | | | | 411 | 16 |
| (xi) その他 | | 9,648 | 385 | 8,826 | 353 |
| ②証券化エクスポージャー | | - | - | - | - |
| ③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | | | | 103 | 4 |
| ④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | | | | △ 3,013 | △ 120 |
| ⑤CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額 | | | | 12 | 0 |
| ⑥中央清算機関関連エクスポージャー | | | | 0 | 0 |
| ロ.オペレーショナル・リスク | | 4,020 | 160 | 4,009 | 160 |
| ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ) | | 76,424 | 3,056 | 79,339 | 3,173 |

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には貸出債権等、固定資産等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

| 業種区分 期間区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | | | 三月以上延滞 エクスポージャー | |
|-----------------|-------------------------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------|--------|---------------|---------------|--------------------|------------|
| | 貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 | | | | 債券 | | デリバティブ取引 | | その他 | | | |
| | 25年3月期 | 26年3月期 | 25年3月期 | 26年3月期 | 25年3月期 | 26年3月期 | 25年3月期 | 26年3月期 | 25年3月期 | 26年3月期 | 25年3月期 | 26年3月期 |
| 製造業 | 14,254 | 13,982 | 13,032 | 12,411 | 1,092 | 1,502 | | | 130 | 68 | 79 | 67 |
| 農業、林業 | 557 | 560 | 557 | 560 | - | - | | | - | - | 0 | - |
| 漁業 | 66 | 57 | 66 | 57 | - | - | | | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0 | - | 0 | - | - | - | | | - | - | - | - |
| 建設業 | 4,303 | 4,246 | 4,193 | 4,237 | 100 | - | | | 9 | 9 | 26 | 12 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,358 | 1,405 | 306 | 346 | 1,009 | 1,014 | | | 42 | 44 | - | 4 |
| 情報通信業 | 155 | 153 | 37 | 34 | 100 | 100 | | | 18 | 18 | - | - |
| 運輸業、郵便業 | 808 | 785 | 694 | 671 | 100 | 100 | | | 13 | 13 | 26 | 22 |
| 卸売業、小売業 | 6,003 | 6,225 | 5,060 | 5,601 | 903 | 601 | | | 39 | 21 | 200 | 181 |
| 金融業、保険業 | 44,756 | 52,395 | 2,171 | 2,157 | 6,887 | 7,392 | | | 35,697 | 42,845 | - | - |
| 不動産業 | 18,579 | 17,883 | 18,478 | 17,883 | 100 | - | | | - | - | 33 | 32 |
| 物品賃貸業 | 310 | 306 | 10 | 5 | 300 | 300 | | | - | - | - | - |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 769 | 713 | 769 | 713 | - | - | | | - | - | 20 | 20 |
| 宿泊業 | 1,049 | 1,009 | 1,049 | 1,009 | - | - | | | - | - | - | - |
| 飲食業 | 1,528 | 1,650 | 1,528 | 1,650 | - | - | | | - | - | - | - |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,739 | 1,814 | 1,538 | 1,613 | 200 | 200 | | | - | - | - | - |
| 教育、学習支援業 | 39 | 119 | 39 | 119 | - | - | | | - | - | - | - |
| 医療、福祉 | 140 | 163 | 40 | 63 | 100 | 100 | | | - | - | - | - |
| その他のサービス | 5,529 | 6,770 | 5,027 | 6,469 | 499 | 299 | | | 2 | 2 | 27 | 27 |
| その他の産業 | 337 | 302 | 337 | 302 | - | - | | | - | - | - | - |
| 国・地方公共団体等 | 15,485 | 17,268 | 1,426 | 1,701 | 14,058 | 15,567 | | | - | - | - | - |
| 個人 | 26,718 | 27,159 | 26,718 | 27,159 | - | - | | | - | - | 259 | 106 |
| その他 | 5,593 | 5,541 | - | - | - | - | | | 5,593 | 5,541 | - | - |
| 業種別合計 | 150,086 | 160,516 | 83,087 | 84,770 | 25,452 | 27,178 | | | 41,547 | 48,567 | 674 | 475 |
| 1年以下 | 27,226 | 27,978 | 11,803 | 12,754 | 3,423 | 3,847 | | | 11,999 | 11,377 | | |
| 1年超3年以下 | 21,248 | 23,116 | 3,650 | 3,202 | 4,312 | 5,340 | | | 13,285 | 14,572 | | |
| 3年超5年以下 | 17,766 | 16,722 | 5,062 | 5,969 | 5,715 | 4,770 | | | 6,988 | 5,982 | | |
| 5年超7年以下 | 12,020 | 13,170 | 8,075 | 6,887 | 3,644 | 5,982 | | | 300 | 300 | | |
| 7年超10年以下 | 13,375 | 12,532 | 6,572 | 6,982 | 6,258 | 4,648 | | | 544 | 900 | | |
| 10年超 | 49,986 | 51,782 | 47,488 | 48,593 | 1,997 | 2,487 | | | 500 | 701 | | |
| 期間の定めのないもの | 8,463 | 15,214 | 434 | 380 | 100 | 100 | | | 7,927 | 14,732 | | |
| その他 | - | - | - | - | - | - | | | - | - | | |
| 残存期間別合計 | 150,086 | 160,516 | 83,087 | 84,770 | 25,452 | 27,178 | | | 41,547 | 48,567 | | |

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことで、
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には当座貸越、投資信託、現金等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 | |
|---------|----------|-------|-------|-----|-------|-------|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 平成25年3月期 | 396 | 261 | - | 396 | 261 |
| | 平成26年3月期 | 261 | 180 | - | 261 | 180 |
| 個別貸倒引当金 | 平成25年3月期 | 1,776 | 998 | 843 | 933 | 998 |
| | 平成26年3月期 | 998 | 1,227 | 23 | 975 | 1,227 |
| 合計 | 平成25年3月期 | 2,173 | 1,260 | 843 | 1,330 | 1,260 |
| | 平成26年3月期 | 1,260 | 1,408 | 23 | 1,236 | 1,408 |

- (注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | | | 貸出金償却 | |
|-----------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | 期末残高 | | | |
| | | | | | 目的使用 | | その他 | | | | | |
| | 25年3月期 | 26年3月期 | 25年3月期 | 26年3月期 | 25年3月期 | 26年3月期 | 25年3月期 | 26年3月期 | 25年3月期 | 26年3月期 | 25年3月期 | 26年3月期 |
| 製造業 | 452 | 488 | 488 | 635 | 39 | 4 | 413 | 483 | 488 | 635 | 30 | - |
| 農業、林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 漁業 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 建設業 | 29 | 57 | 57 | 105 | - | 15 | 29 | 41 | 57 | 105 | - | 36 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0 | - | - | 1 | - | - | 0 | - | - | 1 | - | 2 |
| 情報通信業 | - | 4 | 4 | 8 | - | - | - | 4 | 4 | 8 | - | - |
| 運輸業、郵便業 | 7 | 5 | 5 | 5 | - | - | 7 | 5 | 5 | 5 | - | 2 |
| 卸売業、小売業 | 949 | 62 | 62 | 36 | 804 | 0 | 144 | 61 | 62 | 36 | - | 4 |
| 金融業、保険業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 不動産業 | 296 | 278 | 278 | 289 | - | - | 296 | 278 | 278 | 289 | - | - |
| 物品賃貸業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 5 | 5 | 5 | 5 | - | - | 5 | 5 | 5 | 5 | - | - |
| 宿泊業 | 3 | 13 | 13 | 24 | - | - | 3 | 13 | 13 | 24 | - | - |
| 飲食業 | 1 | 7 | 7 | 11 | - | - | 1 | 7 | 7 | 11 | - | - |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 教育、学習支援業 | - | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 | 0 | 0 | - | - |
| 医療、福祉 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他のサービス | 8 | 18 | 18 | 29 | - | - | 8 | 18 | 18 | 29 | - | - |
| その他の産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 国・地方公共団体等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 個人 | 20 | 55 | 55 | 71 | - | 2 | 20 | 52 | 55 | 71 | 9 | - |
| 合計 | 1,776 | 998 | 998 | 1,227 | 843 | 23 | 933 | 975 | 998 | 1,227 | 39 | 46 |

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 3. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分(%) | エクスポージャーの額 | | | |
|---------------------|------------|---------|----------|---------|
| | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
| | 格付適用有り | 格付適用無し | 格付適用有り | 格付適用無し |
| 0% | 513 | 15,566 | 212 | 17,735 |
| 10% | - | 8,418 | - | 7,731 |
| 20% | 32,901 | 9,166 | 34,363 | 15,218 |
| 35% | - | 20,944 | - | 21,481 |
| 50% | 2,910 | 249 | 3,221 | 66 |
| 75% | - | 11,568 | - | 10,624 |
| 100% | 1,386 | 46,168 | 1,227 | 48,441 |
| 150% | - | 291 | - | 193 |
| 250% | - | - | - | - |
| 1,250% | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - |
| 合計 | 37,712 | 112,373 | 39,023 | 121,492 |

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

| 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 | | 保 証 | | クレジット・デリバティブ | |
|--|----------|--------|--------|--------|--------------|--------|
| | 25年3月期 | 26年3月期 | 25年3月期 | 26年3月期 | 25年3月期 | 26年3月期 |
| ポートフォリオ | | | | | | |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 1,356 | 1,251 | 1,514 | 1,208 | | |
| ① ソブリン向け | 11 | 11 | 601 | 701 | | |
| ② 金融機関向け | - | - | 300 | - | | |
| ③ 法人等向け | 396 | 341 | - | - | | |
| ④ 中小企業等・個人向け | 795 | 708 | 585 | 478 | | |
| ⑤ 抵当権付住宅ローン | 45 | 44 | - | - | | |
| ⑥ 不動産取得等事業向け | 55 | 52 | - | - | | |
| ⑦ 三月以上延滞等 | - | - | 0 | - | | |
| ⑧ 出資等 | - | - | - | - | | |
| 出資等のエクスポージャー | - | - | - | - | | |
| 重要な出資のエクスポージャー | - | - | - | - | | |
| ⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | - | - | - | - | | |
| ⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | - | - | - | - | | |
| ⑪ その他 | 53 | 94 | 27 | 28 | | |

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

当組合は証券化エクスポージャーに関する事項のうち、オリジネーターの場合に該当する取引はありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

| | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|---------------|----------|----------|----------|----------|
| | オンバランス取引 | オフバランス取引 | オンバランス取引 | オフバランス取引 |
| 証券化エクスポージャーの額 | 201 | - | 201 | - |
| (i)基金債権 | 201 | - | 201 | - |

(注) 再証券化エクスポージャーは保有していません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分(%) | エクスポージャー残高 | | | | 所要自己資本の額 | | | |
|---------------------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
| | オンバランス取引 | オフバランス取引 | オンバランス取引 | オフバランス取引 | オンバランス取引 | オフバランス取引 | オンバランス取引 | オフバランス取引 |
| 20% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 50% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 100% | 201 | - | 201 | - | 8 | - | 8 | - |
| 350% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1,250% | - | - | - | - | - | - | - | - |

- (注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
 2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。
 3. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

当組合は経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額は該当ありません。

(6)出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|-------------|----------|-------|----------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 貸借対照表計上額 | 時 価 |
| 上 場 株 式 等 | 441 | 441 | 357 | 357 |
| 非 上 場 株 式 等 | 1,703 | 1,703 | 1,851 | 1,851 |
| 合 計 | 2,144 | 2,144 | 2,208 | 2,208 |

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-------|----------|----------|
| 売 却 益 | 0 | 32 |
| 売 却 損 | 29 | 0 |
| 償 却 | - | - |

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|---------|----------|----------|
| 評 価 損 益 | 96 | 96 |

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は、子会社株式及び関連会社はないため、該当はありません。

(7)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|---|----------|----------|
| 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 | 907 | 818 |

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムと証券会社のシステムを用いて、VaR法により金利リスク量を計測しております。

(8)信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

当組合は、標準的手法を採用しており、該当するエクスポージャーはありません。



| | |
|-------|---|
| ごあいさつ | 2 |
|-------|---|

概況・組織

| | |
|-----------------------|----|
| 第四次中期経営計画 | 3 |
| 平成26年度事業計画 | 4 |
| * 事業の組織 | 27 |
| * 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) | 27 |
| * 店舗一覧(事務所の名称・所在地) | 28 |
| 自動機器設置状況 | 28 |
| 地区一覧 | 28 |
| 組合員数 | 24 |
| 子会社の状況 | 27 |

主要事業内容

| | |
|--------------------|-------|
| * 主要な事業の内容(業務のご案内) | 29~31 |
|--------------------|-------|

業務に関する事項

| | |
|--------------|----|
| * 事業の概況 | 23 |
| * 経常収益 | 24 |
| 業務純益 | 41 |
| * 経常利益(損失) | 24 |
| * 当期純利益(損失) | 24 |
| * 出資総額、出資総口数 | 24 |
| * 純資産額 | 24 |
| * 総資産額 | 24 |
| * 預金積金残高 | 24 |
| * 貸出金残高 | 24 |
| * 有価証券残高 | 24 |
| * 単体自己資本比率 | 24 |
| * 出資配当金 | 24 |
| * 職員数 | 24 |

主要業務に関する指標

| | |
|-----------------------------|----|
| * 業務粗利益及び業務粗利益率 | 41 |
| * 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 | 41 |
| * 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高・利息・利回り | 41 |
| * 総資金利鞘 | 43 |
| * 受取利息・支払利息の増減 | 42 |
| 役員取引の状況 | 41 |
| その他業務収益の内訳 | 41 |
| 経費の内訳 | 42 |
| * 総資産経常利益率 | 43 |
| * 総資産当期純利益率 | 43 |

預金に関する指標

| | |
|-------------|----|
| * 預金種目別平均残高 | 43 |
| 預金者別預金残高 | 43 |
| 財形貯蓄残高 | 43 |
| 職員一人当たり預金残高 | 43 |
| 1店舗当たり預金残高 | 43 |
| * 定期預金種類別残高 | 43 |

貸出金等に関する指標

| | |
|-------------------|----|
| * 貸出金金利区分別残高 | 44 |
| * 貸出金種類別平均残高 | 44 |
| * 貸出金担保の種類別残高 | 45 |
| * 債務保証見返の担保の種類別残高 | 45 |
| * 貸出金使途別残高 | 44 |
| * 貸出金業種別残高・構成比 | 44 |
| * 預貸率(期末・期中平均) | 43 |
| 消費者ローン・住宅ローン残高 | 44 |
| 代理貸付残高の内訳 | 45 |
| 職員一人当たり貸出金残高 | 45 |
| 1店舗当たり貸出金残高 | 45 |

有価証券に関する指標

| | |
|-------------------|---------|
| * 商品有価証券の種類別平均残高 | 該当ありません |
| * 有価証券の種類別平均残高 | 46 |
| * 有価証券種類別の残存期間別残高 | 46 |
| * 預証率(期末・期中平均) | 43 |

経営管理体制に関する事項

| | |
|----------------------|-------|
| * 法令等遵守の体制 | 9~10 |
| * リスク管理の態勢 | 12~13 |
| * 苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要 | 17 |

財産の状況

| | |
|---------------------------------------|---------|
| * 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 | 37~40 |
| * リスク管理債権及び同債権に対する保全額 | 19 |
| (1)破綻先債権 | |
| (2)延滞債権 | |
| (3)3か月以上延滞債権 | |
| (4)貸出条件緩和債権 | |
| ◎金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 | 19 |
| 自己査定とリスク管理債権ならびに 金融再生法に基づく開示債権との関係 | 19 |
| * 自己資本充実状況(定性的な開示事項) | 25~26 |
| * 自己資本充実状況 (自己資本の構成に関する事項) | 47~48 |
| * 自己資本充実状況(定量的な開示事項) | 49~53 |
| * 有価証券の時価等情報 | 42 |
| * 金銭の信託等の評価 | 該当ありません |
| * テリパティブ取引等 | 該当ありません |
| 外貨建資産残高 | 該当ありません |
| オフバランス取引の状況 | 該当ありません |
| 先物取引の時価情報 | 該当ありません |
| オプション取引の時価情報 | 該当ありません |
| * 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) | 45 |
| * 貸出金償却額 | 45 |
| * 法定監査の状況 | 38 |
| 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性 | 38 |

その他の業務

| | |
|-------------|-------|
| 公共債悪化実績 | 46 |
| 公共債引受額 | 46 |
| 外国為替取次・取扱実績 | 46 |
| 内国為替取扱実績 | 46 |
| 手数料 | 32~34 |

その他

| | |
|----------------------------------|-------|
| 事業方針・重点施策 | 4 |
| CSR(企業の社会的責任)の推進 | 5~6 |
| 地域活性化につながる多様なサービス | 7~8 |
| 顧客保護等管理態勢の強化 | 15~16 |
| * 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組状況 | 11 |
| 中小企業金融円滑化にかかる取組状況 | 11 |
| 環境問題への取組み | 17 |
| 保険募集指針 | 18 |
| コーポレートガバナンス | 20 |
| 総代会制度 | 21 |
| 報酬体系について | 22 |
| 沿革・歩み | 35 |

*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

◎印は、「金融再生法施行規則」で規定されております法定開示項目です。



| | | | |
|--------------|--------------|-------|--------------|
| 本部 | 0566-41-3262 | 刈谷支店 | 0566-21-5731 |
| 本店営業部 | 0566-41-3266 | 西尾支店 | 0563-56-8121 |
| 本店営業部碧南駅前出張所 | 0566-41-8711 | 安城支店 | 0566-74-5555 |
| 辻支店 | 0566-41-3267 | 知立支店 | 0566-82-6411 |
| 辻支店新川出張所 | 0566-48-6688 | 西端支店 | 0566-48-1611 |
| 棚尾支店 | 0566-41-3271 | 大浜支店 | 0566-48-6111 |
| 旭支店 | 0566-41-3274 | 西尾東支店 | 0563-56-6675 |
| 高浜支店 | 0566-53-0061 | | |

店舗外キャッシュコーナー

碧南市民病院出張所
 碧南市役所出張所
 T・ほーと出張所
 おしるタウンシャオ出張所
 ビアゴ碧南東店出張所
 ドミー新川店出張所
 土管坂出張所

いつもあなたのすぐそばに…



<http://www.aichi-kenshin.co.jp/>
E-mail: info@aichi-kenshin.co.jp

